

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	81 件
国民年金関係	47 件
厚生年金関係	34 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの期間及び3年10月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から63年3月まで  
② 平成元年4月から2年3月まで  
③ 平成3年10月から同年11月まで

私は、昭和44年4月頃、当時居住していた区の区役所で、自分で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、送られてきた納付書により、自分で定期的に納付してきた。しかし、数回は遡って納付したことがあったかもしれない。

昭和49年頃から自分の店を持ち、58年には店舗も新装して、その後の営業も順調で、申立期間①、②及び③当時は、経済的にも最も余裕があった時期であり、この時期だけ国民年金保険料を納付しなかった理由は無い。

申立期間の国民年金保険料を、定期的に納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、60歳以降も国民年金に任意加入し、付加保険料も納付しているなど、保険料の納付意欲はあったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間前後の1年度分の国民年金保険料をそれぞれ翌年度の同一月に一括して過年度納付していることが確認でき、当該期間についても、同様に1年度分を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間③について、オンライン記録から、当該期間のものと同様に、平成4年12月に発行されていることが確認できるこ

とから、同納付書により当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人が述べるように、当該期間の国民年金保険料を、定期的に納付していた場合はもとより、現に納付済みである当該期間に近接する時期の納付状況のように、年度ごとに過年度納付していた場合であったとしても、当該期間の保険料は、複数回にわたって納付することになり、同一の行政機関が複数回事務処理を誤るとは考え難い。

また、オンライン記録、国民年金被保険者収滞納一覧表等から、申立期間①の国民年金保険料を納付していた可能性を精査したが、この記録に不自然な点は認められず、当該期間の保険料を納付していた事情はうかがえない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける証言や証拠を得ることもできず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの期間及び3年10月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年7月まで

私が大学生だった頃、学生の国民年金への加入が義務付けられたため、私の母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行うと同時に国民年金保険料の免除の申請手続を行った。申立期間の保険料については、免除が承認されなかったため、母親が市役所の職員に保険料を納付する意向を伝え、後日、自宅に送付されてきた納付書により、市役所で納付期限までに1か月当たり1万円ぐらいを定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が市役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に送付されてきた納付書により、市役所で納付期限までに1か月当たり1万円ぐらいを定期的に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月に払い出されていることが確認でき、その時点で当該期間の保険料を現年度納付により納付することが可能であった上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、「娘（申立人）が学生のときに、学生の国民年金への加入が義務付けられたことを知ったため、その年に市役所で娘の国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、市役所の職員に納付したいと伝え、後日、自宅に送付されてきた納付書により1か月当た

り1万円ぐらいの保険料を納付していた。」旨、証言している。

さらに、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料は全て納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない上、申立期間は4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年 9 月に、市役所から通知が送付されてきたため、それまで私の国民年金保険料が未納であったことを知った。国民年金の加入手続については、詳しいことは分からないが、恐らく妻が、その通知が送られてくる前に行ってくれたのだと思う。

その通知を見た義母から、税金、年金はちゃんと納付するものだと言われられたため、妻がすぐに、当時取引していた銀行の外交員に自宅又は銀行の窓口のどちらかで、申立期間の国民年金保険料として、封筒に記載されている金額を妻の分とともに一括で納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を、その妻の分と併せて納付してくれたと主張しているが、申立人及びその妻の当該期間後の保険料は全て納付されている上、口座振替制度を利用して保険料を納付しているなど、その妻は、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、市役所から送付されてきた第 2 回特例納付及び過年度納付を勧奨する通知、金額等が記載されたメモを所持しており、その金額は、申立期間の国民年金保険料を第 2 回特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額とおおむね一致する上、申立人と同時期に国民年金の加入手続を行った被保険者のうち数人が、未納であった保険料を第 2 回特例納付及び過年度納付により納付していることから、保険料の納付意識の高かった申立人の妻が、同通知により、申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不

合理的な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 5964

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から同年 10 月まで

私は、会社を退職した昭和 46 年 8 月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料を、いつ頃、どのように納付したのかについては、憶<sup>おぼ</sup>えていないが、国民年金に加入しているのに、保険料を納付していなかったとは思えない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、国民年金に任意加入し、国民年金第 3 号被保険者となるまでの間、国民年金保険料を全て納付しているほか、任意加入被保険者から第 3 号被保険者への切替手続を適切に行っているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 46 年 8 月頃、国民年金の加入手続を行ったと思うとしており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人は、同年 10 月に、国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人の主張とおおむね一致しており、特段不合理な点は無い。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 3 か月と短期間であり、当該期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金に対する関心及び国民年金保険料の納付意識が高かった申立人が、当該期間の保険料を納付していたと考えても、不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から48年3月まで

私は、20歳になった昭和41年\*月頃に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、仕事先に来ていた集金人に、加入当初は1か月当たり200円ぐらいで、申立期間にはおよそ2倍の1か月当たり500円ぐらいを納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた地域では申立期間当時、集金人制度が実施されていたことが確認できる。

また、申立人は、国民年金加入当初は1か月当たり200円ぐらいで、申立期間の頃にはおよそ2倍の1か月当たり500円ぐらいの国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の主張する保険料額は、実際に当時の保険料を納付した場合の保険料とおおむね一致している上、昭和45年7月に1か月分の保険料額が250円から450円に変更になっていることが確認できることから、申立人が保険料を継続的に納付していたとの主張には信憑性が感じられる。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間当時、申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私は、20歳になった頃、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、国民年金保険料の納付書が送られてきた。当時、私は大学生であり、自分で納付することが困難であったため、実家の父親に納付書を郵送したので、申立期間の保険料については、父親が納付書で納付していたはずである。平成8年4月に就職する前に、父親から「保険料は全て納付してある。」と言われたことを記憶しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することが困難であることにより、父親に納付書を郵送し、その父親が保険料を納付していたと主張しているところ、父親は、申立人の保険料を金融機関で数回にわたりまとめて納付していた旨、証言していることから、申立内容と一致する上、その父親が申立期間当時納付したとする保険料額は、実際に当該期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致する。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間の直前の平成5年4月から6年3月までの期間及び同年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料について、それぞれまとめて納付していることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、申立人の妹が学生であった期間の保険料も納付していたと述べているところ、妹のオンライン記録によると、国民年金加入期間の保険料は全て現年度納付し

ていることが確認できることから、父親の保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から51年8月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで

私の国民年金の加入手続は、正確な時期は不明だが、夫から勧められたので、結婚してしばらくたってから、当時居住していた市の市役所で行った。

国民年金保険料については、どのように納付していたか記憶に無いが、現在居住している区に引っ越した際、区役所で年金手帳を再発行してもらった記憶がある。

昭和45年12月に転居した頃から国民年金保険料を納付しており、現在居住している区に転居した後も引き続き保険料を納付している。申立期間①が未加入期間とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により、昭和51年9月に国民年金に任意加入していることが確認でき、同年同月以降、当該期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間②の前後を通じて、申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、国民年金保険料の納付意識の高かった申立人が3か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、当該期間当時居住していた市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと述べているが、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が無く、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、前述のとおり、昭和 51 年 9 月に任意加入被保険者として国民年金に加入しており、申立期間①当時、被用者年金制度に加入していた被保険者の妻である申立人は、国民年金に加入する場合は、任意加入することになるが、任意加入被保険者の場合、制度上遡って被保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできない。このため、申立人が当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年10月まで

平成3年4月に、20歳以上の学生も国民年金に強制加入することとなり、私の母親が、当時学生だった私のために、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。しばらくして、母親から、「就職も近づいたので、もうそろそろ自分で納付するように。」と言われ、その後は、自身で保険料を納付するようになった。母親が、私の保険料を納付するために加入手続きを行ってくれたはずなのに、加入当初の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金加入期間の保険料に未納は無い上、60歳以降も国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、20歳以上の学生が強制加入することとなった平成3年4月以降に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人の加入手続きは、同年同月から同年9月までの間に行われたものと推認されることに加え、オンライン記録では、申立期間直後の平成3年度の保険料を、現年度納付していることが確認できることから、納付意識の高かったその母親が、7か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成2年9月まで

平成2年10月の結婚後、私は国民年金第3号被保険者の手続を市役所で行ったが、時期については結婚直後であったか、はっきりとは憶えていない。

申立期間の国民年金保険料については、手続後に未納がある旨の書面が送付されてきて、私は夫と一緒に市役所へ行き相談したところ、遡って保険料を納付することができる期間があること、及び納付すれば将来年金を受給するときに年金額が増えることについて説明を受けたので、夫と相談して納付することにした。後日、私が送付されてきた納付書で遡ってまとめて保険料を納付したが、納付場所や納付金額が大きい金額だったということ以外には具体的に憶えていない。遡って納付することができる期間の保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成元年10月から2年9月までの国民年金保険料について、オンライン記録において、3年11月25日に納付書が作成されおり、当該期間の国民年金保険料は、当該納付書で遡って納付することが可能であったことに加え、その夫の当時の標準報酬月額から当該期間の保険料を納付することができるだけの資力があったと考えられる。

また、申立人は、時期は不明だが、結婚後、国民年金第3号被保険者の手続を行い、その後、未納を知らせる通知が送られてきたと述べているが、確かに、申立人の第3号被保険者該当の届出処理が平成3年10月に行われ

ていることから、前述の納付書は、当該届出処理に伴って発行されたと考えられ、申立人の主張と一致している。これに加え、申立人は、当該納付書によって遡って未納の国民年金保険料を納付すれば、将来の年金額に反映されることを理解した上で、遡ってまとめて保険料を納付したとも述べており、申立人には、保険料を納付する明確な動機があったと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和62年9月から平成元年9月までの国民年金保険料は、上述の、3年11月に発行された納付書では時効により納付することができず、申立人も、申立期間のうち制度上納付することができない期間についてまで納付したと主張するものではないとしており、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から2年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、20歳になってからしばらくの間は国民年金に加入していなかったが、平成6年3月に就職したことを契機に、それまで未納となっていた国民年金保険料を納付するため、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、市役所の職員から、「2年間は遡って保険料を納付することができます。」と説明されたので、加入手続を行った時点から2年間遡った期間の保険料を計算してもらい、納付書を郵送してもらった。申立期間の保険料については、私の母親に、保険料相当額を用意してもらい、当該納付書により25万円ぐらいを金融機関で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月に就職したことを契機に国民年金の加入手続を行い、未納となっていた国民年金保険料を2年間遡って一括納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付記録から、同年4月と推認でき、その時点において申立期間の保険料については過年度納付により納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料について、国民年金の加入手続を行った後に一括で25万円ぐらいを納付したと主張しているところ、申立期間直後の平成5年4月から6年2月までの保険料は、申立人の国民年金の加入手続が行われた同年4月にまとめて納付されていることが確認できる。

さらに、平成6年3月の国民年金保険料については、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、4年4月への充当の処理がなされているものの、過誤納が6年5月に発生していること、及び国民年金の加入手続を行った後に一括で納付したとする申立人の主張から、5年4月から6年2月までの保険料と同様に同年4月に納付されたと推認できる。

加えて、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、納付済みとなっている平成5年4月から6年3月までの保険料を実際に納付した場合の保険料額とは大きく乖離しているが、申立期間を含む4年4月から6年3月までの保険料を実際に納付した場合の保険料額とはおおむね一致していることから、申立人が加入手続を行った時点で遡って納付することができる申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではなく、これを踏まえると4年4月の保険料については、上述のとおり6年5月に充当により納付済みとなっているものの、同年4月に4年5月から6年3月までの保険料と一緒に納付されていたと考えることが妥当である。

また、申立人に申立期間の国民年金保険料相当額を用意したとするその母親は、「私は、娘（申立人）が遡って保険料を納付できるだけの金額を用意した。その金額は、20万円を超えていたと記憶している。」旨、証言している上、その母親は、国民年金加入期間について12か月を除き、保険料を全て納付している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行うなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、平成4年4月については、充当により国民年金保険料が納付済みとなっており、当該期間の記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に転居した後しばらくして、私の夫と一緒に国民年金の加入手続を行ったが、共済組合員の資格喪失日が同年 5 月であることを忘れていたため、夫の国民年金の被保険者資格取得日である同年 4 月 22 日付けで国民年金の被保険者資格を取得した。申立期間の国民年金保険料については、夫が夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月に転居した後しばらくして、同年同月 22 日付けで国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳には、同年同月同日付けで国民年金の強制加入被保険者と記載されていることが確認できる上、同年 5 月の被保険者資格取得時期は、当初、同年 4 月とされていたが平成 21 年 4 月に、昭和 52 年 5 月に訂正されたことが申立人のオンライン記録により確認できることから、申立期間当時、当該期間は国民年金の強制加入期間であり、保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間は過年度納付により国民年金保険料を納付することができる期間である上、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫の手帳記号番号についても、同年同月に払い出されていることが確認でき、夫の申立期間の保険料は納付済みであることから、申立人も当該期間の保険料を過年度納付により納付していたと考えるのが自

然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を13年以上にわたって全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、未納とされているのは申立期間のみであり、かつ12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和52年4月については、共済組合員期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年7月まで

私は、平成5年7月に会社を退職後、国民年金の加入手続を妻と一緒にいった。加入手続後、国民年金保険料は、開始した時期ははっきり分からないが、現在まで、銀行口座からの引き落としで納付し続けている。私は、仮に、申立期間当時、当該期間の保険料を納付することができず、その後、役所から、当該期間の保険料が口座引き落としできなかった旨の電話連絡や、納付を督促する通知を受け取っていれば、私又は妻が、放置することなく必ず納付していたはずなのに、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったとするその妻も、同加入期間の保険料に未納は無いなど、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったとするその妻は、申立期間の国民年金保険料が納付済みであり、加入当初の保険料を、遡って一緒に納付していることに加え、オンライン記録によると、平成7年12月に、当該期間のものと推認される過年度納付書が、申立人に対し発行されていることから、納付意識の高かった申立人又はその妻が、4か月と短期間である当該期間の保険料を同納付書により遡って納付したと考えても、特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月

私が22歳になる直前の平成9年\*月頃に、国民年金の加入手続きを行っていないにもかかわらず、市役所から私の年金手帳が送られてきたので、母親が、その手帳を持って市役所へ相談に行き、市役所の窓口で、同年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付した。

後日、送られてきた納付書により、母親が、市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年\*月頃に、その母親が、市役所の窓口で申立期間直前の同年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付し、後日、送られてきた納付書により、市役所の窓口で申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、同年4月から同年7月までの保険料は、同年8月に一括して納付されていることが、オンライン記録により確認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、市役所の窓口で申立人の年金手帳を持参して相談し、平成9年4月から同年7月までの保険料を納付した際の状況や、後日、申立期間の保険料を納付した際の状況についての記憶が鮮明である上、納付したとする金額も同年4月から同年7月までの保険料額及び申立期間の保険料額とほぼ一致していることから、その母親が、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、就職するまでは、その母親が、申立人の国民年金保険料を納付してくれたと述べているところ、申立期間直後の平成9年9月から

申立人が厚生年金保険に加入する前月の12年3月までの保険料は、全て納付済みとされており、保険料の納付意欲が高かったと認められるその母親が、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくい。

加えて、申立人は、後日、納付書が送られてきたことを憶<sup>おぼ</sup>えており、オンライン記録において、平成11年7月に納付書が作成されていたことが確認できることから、申立人の証言は信憑<sup>びよう</sup>性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 5996

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 57 年に結婚が決まり、国民年金に加入して国民年金保険料を納付した方が良いと母親に勧められたので、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、遡ってまとめて金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年頃に、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書により、金融機関で遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日と国民年金手帳記号番号払出簿から、同年 3 月に行われたことが確認でき、その時点で、申立期間の保険料を納付することが可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際にまとめて納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、「娘（申立人）が結婚する前に、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、届いた納付書により国民年金保険料を遡ってまとめて納付したことを聞いている。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の住所変更手続を複数回適切に行っている上、申立期間は 24 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から54年3月まで

私は、昭和51年6月に会社を退職したため、退職後すぐに、区役所出張所で、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、納付書で、定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、会社を退職した昭和51年6月頃、国民年金の加入手続を行い、その時期以降の国民年金保険料を定期的に納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は、54年3月に行われたものと推認されるため、申立内容と一致しない。しかし、その時点において、同年1月から同年3月までの保険料については納期限が到来しておらず、申立人が述べるように、加入手続時期以降の保険料を定期的に納付するという方法で納付することが可能な期間である上、申立人が所持している申立期間直後の同年4月から55年3月までの保険料の領収証書では、おおむね各納付周期の初月に、当該周期に係る保険料が納付されているため、54年1月から同年3月までの保険料については納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、昭和54年3月に行われたものと推認されるが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期以降の国民年金保険料を定期的に納付し、遡って納付したことは無いと

述べていることから、申立期間のうち、51年6月から53年12月までの保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。しかし、申立人は、当該期間の始期から、手帳記号番号が払い出された54年3月まで、同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和51年6月から53年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月、同年12月から7年2月までの期間、同年4月から同年5月までの期間、8年5月から同年6月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から2年4月まで  
② 平成3年4月から同年10月まで  
③ 平成3年12月から5年4月まで  
④ 平成6年4月  
⑤ 平成6年12月から7年2月まで  
⑥ 平成7年4月から同年5月まで  
⑦ 平成8年5月から同年6月まで  
⑧ 平成8年8月  
⑨ 平成10年8月  
⑩ 平成14年4月から16年6月まで

私は、会社を退職したため、平成元年8月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

平成8年12月に結婚するまでは、納付書が届いた際には、私が、区役所、区役所の出張所、郵便局又は銀行で国民年金保険料を納付していた記憶がある。

結婚後は、妻が、毎月、区役所の出張所、郵便局又は信用金庫で納付書により私及び妻の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。

申立期間⑩当時は、妻が、区役所で私及び妻の国民年金保険料の免除の申請手続を毎年行っていた。

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人は、平成8年12月に結婚するまでは、納付書が届いた際には、区役所、区役所の出張所、郵便局又は銀行で国民年金保険料を納付していた記憶があると主張しているところ、申立人は、5年5月から口座振替により保険料を納付していたことが、申立人の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧の保険料は、残高不足のため口座振替により納付されていなかったことが、申立人の銀行口座の取引履歴により確認できるものの、i) 申立人が居住する市では、その当時、残高不足のため口座振替により保険料が納付されなかった被保険者に対して、納付書を送付していたことが確認できること、ii) 申立人の9年9月、10年2月及び同年3月の保険料は、残高不足のため口座振替により納付されていないにもかかわらず、納付済みとされていることから、申立人が、残高不足のため口座振替により納付されていなかったいずれも短期間である申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧の保険料を納付書により納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①、②及び③について、申立人は、会社を退職したため、平成元年8月頃に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付方法及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、昭和63年4月から申立期間①直前の平成元年7月までの期間、申立期間①直後の2年5月から申立期間②直前の3年3月までの期間及び申立期間②直後の同年11月は、厚生年金保険の被保険者期間であるが、i) 申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、5年4月に、元年4月から同年8月に訂正されていることが、オンライン記録により確認できること、ii) 2年5月から3年3月までの厚生年金保険の記録は、22年6月に追加されていること、及び3年11月の厚生年金保険の記録は、5年4月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、それぞれの記録が訂正又は追加されるまでは、申立期間①、②及び③を含む元年4月から5年4月までの期間は、国民年金の被保険者期間であったものと推認されることから、申立人が、申立期間①、②及び③ときに、当該期間の国民年金保険料だけを区分して納付していたとは考えにくい。

さらに、申立期間⑨について、申立人は、平成8年12月に結婚してからは、その妻が、区役所の出張所、郵便局又は信用金庫で納付書により申立人及びその妻の二人分の国民年金保険料を一緒に毎月納付していたはずで

あると主張しているが、申立人の保険料を一緒に納付していたとするその妻は、当該期間の保険料が未納である上、当該期間は、9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

加えて、申立期間①、②、③及び⑨の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間⑩について、申立人は、その妻が、区役所で申立人及びその妻の国民年金保険料の免除の申請手続を毎年行っていたと主張しているが、申立人の保険料の免除の申請手続を一緒に行ったとするその妻は、当該期間の保険料が未納である上、申立人の保険料の免除の申請手続が、平成13年5月に行われた後に、再び行われたのは、16年8月であることが、オンライン記録により確認できることから、当該期間は、保険料の免除の申請手続が行われていない期間であると認められる。

また、申立期間⑩は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立期間⑩の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月、同年12月から7年2月までの期間、同年4月から同年5月までの期間、8年5月から同年6月までの期間及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から6年1月まで

私は、勤務していた会社を退職したことを契機に、平成5年8月にA区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、B区に転居した後、自宅に届いた納付書により10万円ぐらいをまとめて納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B区に転居した後、納付書により遡ってまとめて10万円ぐらいを納付したと主張しているところ、B区の国民年金1号被保険者名簿には、平成6年4月にB区役所から社会保険事務所（当時）に申立人に対して過年度納付書を発行するように依頼している旨の記載があることから、申立人が申立期間に係る納付書の発行をB区役所に依頼したことが推認でき、納付書の発行を依頼したにもかかわらず、申立期間の保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立期間は7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 6000

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月まで

夫が会社を退職し、私たち夫婦は、昭和 53 年 11 月に自営で飲食店を開店したため、国民年金の加入手続を行うことにした。しかし、申立期間当時は、引っ越し、開店準備、営業など多忙で、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は後回しになっていた。

その後、昭和 54 年 3 月又は同年 4 月頃に、区役所で、夫が国民年金の加入手続を行い、それまで未納とされていた夫婦二人分の国民年金保険料として、10 万円以上の金額をまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、口座振替制度や前納制度を利用して保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和 54 年 9 月頃と推認され、その時点以降に同年 4 月までの国民年金保険料を遡って納付していることから、納付意識が高かった申立人夫婦が、7 か月と短期間であり、加入手続時点で納付することが可能であった申立期間の保険料も遡って納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 6001

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年3月  
② 昭和46年4月から同年7月まで

私の国民年金の加入手続は、私の父親が行い、国民年金保険料については、申立期間①を含め、父親が集金人に納付していたと思う。

申立期間②の国民年金保険料については、集金人から未納を指摘され、払込票（納付書）をもらったので、自宅近所の郵便局で私が納付した。私はそのときの領収証書を所持しており、確かに昭和49年5月18日の領収印が押してある。「ねんきん特別便」で、この期間が未納とされていたので、領収証書を見せ、納付済みである旨を申し出たが、日本年金機構の説明では、「時効で納付できない時期に納付しているので、還付する。」ということであった。郵便局で納付したときは、そのようなことを言われた覚えはなく、現に領収印も押されている。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされていること、及び申立期間②の保険料を納付済みとせず、還付すると言われたことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、申立人の父親が集金人に納付したと思うと述べている。国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和46年7月に国民年金の加入手続を行ったと認められ、特殊台帳には昭和45年度について、納付書が発行された記載がある。申立人の父親はその妻と共に国民年金制度発足当時から国民年金に加入しており、保険料についても、夫婦共に3か月を除き完納していることから、申立人の父親の国民年金への意識及び保険料の納付意

識は高かったと認められ、そのような申立人の父親が、納付書が発行されながら、わずか1か月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②については、昭和49年5月18日に納付したことを示す領収証書を所持しており、当該期間は本来時効により納付することはできず、還付の手続を行うべきところ、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿においても、当該期間の国民年金保険料は確かに納付済みと記録され、還付されたことをうかがわせる記録は見当たらないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、時効であることを理由として当該期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 6002

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月まで

会社を退職し、私たち夫婦は、昭和 53 年 11 月に自営で飲食店を開店したため、国民年金の加入手続を行うことにした。しかし、申立期間当時は、引っ越し、開店準備、営業など多忙で、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は後回しになっていた。

その後、昭和 54 年 3 月又は同年 4 月頃に、区役所で、私が国民年金の加入手続を行い、それまで未納とされていた夫婦二人分の国民年金保険料として、10 万円以上の金額をまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、口座振替制度や前納制度を利用して保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の妻の国民年金の加入手続時期は、昭和 54 年 9 月頃と推認されるが、記録上確認できる範囲では、申立人夫婦の国民年金保険料は同日に納付されていることを踏まえると、国民年金に係る手続等は全て一緒に行われていたものと推認されることから、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続もその妻の加入手続と同時に行われたものと考えられる。その時点からみると、納付済みとなっている同年 4 月までの保険料については遡って納付したことになり、納付意識が高かった申立人夫婦が、7 か月と短期間で、切替手続時点で納付することが可能で

あった申立期間の保険料も遡って納付したと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月及び同年11月

私は、昭和56年12月に、現在勤務している会社に就職後、市役所で国民健康保険と国民年金の資格喪失手続を行った。そのとき、国民年金の窓口の担当者に、「最後の国民年金保険料が2か月残りますがどうしますか。」と聞かれ、手書きの納付書を作成してもらい、保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料の未納は無いことに加え、申立期間直前の昭和55年度の保険料を1年分前納するなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和56年12月に会社に就職後、市役所で国民健康保険と国民年金の資格喪失手続を行ったと述べているが、特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳から、その当時、申立人が国民年金の資格喪失手続を行っていたと考えられ、申立内容と一致している上、同喪失手続を行った際の窓口担当者がその当時未納とされていた国民年金保険料の取扱いについて、具体的かつ鮮明に記憶していることから、申立内容には信憑性<sup>びよう</sup>が感じられ、保険料の納付意識が高かった申立人が、2か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、平成 19 年 4 月 1 日から 21 年 7 月 20 日まで A 社に B 職として勤務していたが、ねんきん定期便に記載されている申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額及び保険料納付額が、給与明細書で確認できる報酬額及び保険料控除額に比べて低額なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録では、47万円とされている。

しかし、申立人が所持する給与明細書により、申立期間のうち、平成 19 年 9 月から 20 年 6 月までは 62 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払いを受け、59 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書により、申立期間のうち、平成 20

年7月及び同年8月は59万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払いを受け、62万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、59万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明であると回答しているが、同社が保管する平成19年9月適用の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、事業主が申立人について、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できることから、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年5月1日まで  
私は、申立期間当時、月収50万円、年収600万円だったにもかかわらず、標準報酬月額が20万円で記録されていることに納得がいかないので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年1月1日から同年5月1日までの期間について、申立人が所持する平成13年分の確定申告書から、申立人は50万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの照会への回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記の確定申告書で推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成8年4月1日から13年1月1日までの期間について、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した11名のうち10名の同僚の標準報酬月額が申立人と同額であることがオンライン記録から確認できるところ、当該同僚のうち、照会することができた複数の同僚からは、オンライン記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録からも、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も見られない。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与明細書、源泉徴収票等を所持していない上、事業主は当時の資料は保管していない旨を回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成10年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から同年2月1日まで

私は、平成9年9月にA社に入社して以来、同社及び関連会社のB社で、11年4月20日に退職するまで継続して勤務していた。両社に係る厚生年金保険の被保険者記録は14か月となっているが、給与明細書では、15か月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成10年2月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかし、A社は、商業登記簿謄本において法人事業所であり、会社成立の年月日が平成9年10月1日であることが確認できる上、常時従業員が勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年6月16日から同年9月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和26年5月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月16日から同年9月1日まで  
② 昭和26年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和24年4月にA社B支店に入社し、32年に転勤するまで勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。納得できないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の回答及び同僚の厚生年金保険の記録から判断すると、申立人がA社B支店に継続して勤務し（申立期間①はA社B支店からD社に異動、申立期間②は同社からA社B支店に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①については、複数の同僚の記録から、A社B支店における資格喪失日を昭和24年9月1日に、申立期間②については、D社が

26 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、A 社 B 支店における資格取得日を同日と考えるのが自然である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額は、申立人の A 社 B 支店における昭和 24 年 5 月及び 26 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②において、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで

日本年金機構からの通知で、A事業所及びB事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶が無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間のB事業所を退職後、間もなく国民年金に加入した以降は厚生年金保険に加入しているが、いずれも適切に切替え手続を行っており、未納期間も存在せず、年金を継続する意思がうかがえる。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成6年11月から7年9月までは20万円、同年10月は22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年11月1日から7年11月1日まで  
私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間当時は、月額22万円程度の給料が支給されており、それに応じた厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年9月までは20万円、同年10月は22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（7年11月1日）より後の同年11月13日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚28名についても、申立人と同様に、標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このように遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、当初事業主が社会保険事務所へ届け出た、平成6年11月から7年9月までは20万円、同年10月は22万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成6年1月から同年9月までは28万円、同年10月から7年2月までは26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年3月28日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっていることを知った。申立期間当時は、1か月に100時間前後の残業をしていたために、給与額は毎月約50万円であったので、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年1月から同年9月までは28万円、同年10月から7年2月までは26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年3月28日）より後の同年4月25日付けで、遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人と同様に、同僚15名についても、その標準報酬月額が同日付けで遡及して減額訂正の処理がされていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成6年1月から同年9月までは28万円、同年10月から7年2月までは26万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立人は、申立期間における実際の給与額は約50万円であったと述べているが、A社が加入していたB健康保険組合における申立人の申

立期間に係る標準報酬月額と上記の遡及訂正処理前の標準報酬月額は一致している。

また、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、A社の元事業主も当時の資料が無く申立人の給与実態については不明である旨を回答している上、複数の同僚からも、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における実際の給与額が約 50 万円であったことを確認することができない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年7月から同年10月までは41万円、同年11月は38万円、同年12月から14年4月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年7月1日から14年5月31日まで  
ねんきん定期便及び年金事務所からの手紙で、申立期間の標準報酬月額が下がっていることを知った。私の給与額は、会社が倒産するまで下がったことは無いので、記録は間違っていると思う。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成13年8月から同年11月までの給与明細書には、申立人の主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

また、同僚の所持する給与明細書から、A社における厚生年金保険料は翌月控除であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録では、平成13年7月1日の月額変更処理により、申立人の標準報酬月額が41万円から34万円に減額されていることが確認できるところ、申立人と同日に標準報酬月額が減額となった同僚から提出された家計簿には、申立期間において、減額前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されている旨の記載がある上、別の同僚の所持する給与明細書から、申立期間において、減額前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、A社の給与計算を担当していた同僚は、申立期間に厚生年金

保険料の控除額が減額された者はいなかったと証言している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなるところ、上記の平成13年11月の給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は38万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年7月から同年10月までは41万円、同年11月は38万円、同年12月から14年4月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立人及び同僚の所持する給与明細書等から確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等で確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 14 年 5 月 31 日まで

ねんきん定期便及び年金事務所からの手紙で、申立期間の標準報酬月額が下がっていることを知った。私の給与額は、会社が倒産するまで下がったことは無いので、記録は間違っていると思う。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、平成 13 年 7 月 1 日の月額変更処理により、申立人の標準報酬月額が 36 万円から 30 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。申立人と同日に標準報酬月額が減額訂正処理された同僚から提出された家計簿には、申立期間において、減額訂正前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されている旨の記載がある上、別の同僚の所持する給与明細書から、減額訂正前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社の給与計算を担当していた同僚は、申立期間に厚生年金保険料の控除額が減額された者はいなかったと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、36万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立人の同僚の所持する給与明細書等から推認できる保険料控除額に見

合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等で推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月5日から37年12月28日まで  
平成22年10月頃、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届き、A社に勤務していた期間については脱退手当金を支給済みであるということを初めて知った。  
脱退手当金の手続をしたことも受給した記憶も無いことから、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和39年4月20日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立人が脱退手当金を請求した場合、最初に就職した事業所の41か月にわたる長期間の被保険者期間及び申立期間直前の被保険者期間を失念することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 24 日まで  
日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届き、内容を確認したところ、A社B事業所（現在は、C社D事業所）に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の存在も知らず、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2年10か月後の昭和42年10月27日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、当該資格喪失日の約4か月後にはE社に再就職しており、脱退手当金が支給決定された当時もF共済組合に加入していたことを踏まえれば、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年9月28日から50年5月10日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格喪失日及び同社B工場における資格取得日に係る記録をそれぞれ49年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年9月は9万2,000円、同年10月から50年4月までは6万円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和50年10月1日から同年10月3日までの期間について、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和59年9月29日から同年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和49年9月から50年4月までの期間及び59年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月28日から50年5月10日まで  
② 昭和50年10月1日から同年10月3日まで  
③ 昭和59年9月29日から同年10月1日まで

私は、昭和49年3月にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（申立期間①は昭和49年10月1日に同社本社から同社B工場に異動、申立期間②は50年10月1日に同社B工場から同社本社に異動、申立期間③は59年10月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立期間②に係る申立人の同社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日は50年10月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和49年9月は、申立人のA社本社における社会保険事務所（当時）の同年8月の記録から9万2,000円、同年10月から50年4月までは、申立人の同社B工場における同年5月の記録から6万円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の同社本社における同年8月の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の異動の事務処理に間違いがあったと思われると回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年9月から50年4月までの期間及び59年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成15年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は16万円、同年9月は13万4,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月は16万円、同年12月は15万円、16年2月及び同年3月は16万円、同年4月は15万円、同年6月は13万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から16年7月1日まで  
私は、昭和63年10月21日から平成18年4月6日までA社（現在は、B社）に勤務していた。

申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に相当する標準報酬月額と相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給料明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は16万円、同年9月は13万4,000円、同年10月は14万

2,000円、同年11月は16万円、同年12月は15万円、16年2月及び同年3月は16万円、同年4月は15万円、同年6月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出を誤って社会保険事務所（当時）に提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間について、上記の給料明細書から、申立人は、当該期間において、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額より低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から6年6月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成3年6月から同年9月までは47万円、同年10月から6年5月までは44万円と記録されているが、実際には53万円ぐらいの給与を受け取っており、給与が減額されたことはない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年6月21日）より後の8年6月28日付けで、遡及して3年6月から同年9月までを47万円、同年10月から6年5月までを44万円に減額訂正の処理がされていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成8年6月28日付けで、申立人を除く2名についても遡って標準報酬月額が減額訂正の処理がされていることが確認できる。

さらに、A社の元取締役は「申立人は、B部署の部長として従事しており、申立期間において、経理及び社会保険関係の手続に関与することはなかった。また、当時は会社経営が厳しく給与の遅配が多かった。」と回答している。

加えて、A社の顧問税務会計事務所は「A社は厚生年金保険料の滞納があったかもしれない。当事務所は相談を受けたが、社会保険の事務手続は行っていない。社長が行ったのではないか。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年2月28日まで

私は、A社に平成3年3月4日から17年6月30日まで勤務していた。当時の同僚から厚生年金保険の標準報酬月額が実際の標準報酬月額より低額になっていると聞き、自身の記録を確認したところ、同僚と同様に7年7月から9年1月までの標準報酬月額が9万2,000円に下がっている。当時は、月給59万円を支給されており、その給与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年2月28日）より後の同年3月5日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正の処理がされている上、申立人と同様に17名の被保険者についても標準報酬月額が遡及して減額訂正の処理がされていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成15年3月14日から17年5月18日までの期間において同社の役員であったが、申立期間及び当該訂正処理日においては役員に就任していなかったことが確認できる上、申立期間において同社の被保険者となっている複数の同僚が「申立人は申立期間当時、B部署の部長であった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を

行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和50年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月16日から同年6月16日まで  
厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の記録が無いが、私は申立期間も継続してA社に勤務していたので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された労働者名簿及び退職証明書により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、労働者名簿には、昭和50年6月と記載されており、B社は「当時の発令日は16日であった。」と述べていることから、同年6月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格喪失日が昭和50年5

月 16 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から63年10月1日まで  
ねんきん定期便の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和61年10月から63年9月までの標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額と相違している。給与支払明細書があるので、調査して、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書の保険料控除額から、47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は得られなかったが、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から同年 12 月 30 日まで  
A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が訂正されていると通知が届いたが、低額に訂正されるのはおかしいので調査し、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成6年3月から同年11月までの標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（6年12月30日）より後の7年2月2日付けで、遡って11万円に減額訂正の処理がされていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日と同日に被保険者資格を喪失した、申立人を除く9名の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、全員が申立人と同様に標準報酬月額を遡って減額訂正の処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このように遡って記録の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年8月1日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年9月から16年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月1日から15年9月1日まで  
② 平成15年9月1日から16年7月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A社（後に、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額に比べて低く記録されているので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、当該期間のうち平成14年8月から同年9月までの期間及び同年10月1日の定時決定を62万円と記録されていたところ、同年10月4日付けで、同年10月1日の定時決定の記録が取り消され、同年8月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く11名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げら

れていることが確認でき、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当時の事業主から、「申立期間当時は、経営が苦しかったため、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、滞納額を解消する方法として従業員の標準報酬月額を引き下げる方法を提案され、それに同意して当該訂正処理を行った。」との供述を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額において有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成14年8月から15年8月までの標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た62万円と訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）で、申立人の標準報酬月額は11万円と記録されているところ、当該処理については上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②について、申立人が所持する給与支給明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることができなかったが、申立人と同様の処理がなされていた同僚が、標準報酬月額の相違について年金記録確認C地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が事業主に照会したところ、「従業員の標準報酬月額を実際よりも低い金額で届け出た。」と回答していることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年2月から同年9月までは26万円、同年10月から5年1月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年2月21日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に比べ低額なので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは26万円、同年10月から5年1月までは28万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、平成5年2月1日付けで、申立人の3年2月から5年1月までの標準報酬月額が遡って8万円に引き下げられている上、A社に勤務していた同僚28名についても、18名が同日付けで、3年2月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正処理され、2名が5年2月2日付けで、それぞれの厚生年金保険被保険者資格取得日である3年2月25日及び4年4月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正処理され、8名は同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（5年2月26日）より後の6年2月2日付けで、4年1月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当時のA社の経理担当者は、「申立期間当時は、資金繰りが苦しく、社会保険料について4か月から5か月分の滞納があった。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる

処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年9月までは26万円、同年10月から5年1月までは28万円に訂正することが必要であると認められる。

## 神奈川国民年金 事案 5970

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月から15年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年3月から15年1月まで

私は、平成14年3月に会社を退職した後すぐに、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、金融機関等で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年3月に区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、金融機関等で納付していたと主張しているが、申立人に対し、同年11月に国民年金の加入手続を勧奨する通知が送付されていることが確認できる上、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の大半は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年3月まで

私は、平成10年10月に会社を退職した後、同年11月頃に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が納付書により金融機関等でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年10月に会社を退職した後、同年11月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、11年6月に申立人に対し国民年金への切替手続きを勧奨する通知が送付されていることがオンライン記録で確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間の国民年金保険料について、その母親が納付書により金融機関等でまとめて納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親も、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても、具体的な納付を裏付ける新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに当該期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から51年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から51年6月まで

私は、昭和50年7月に区役所で国民年金保険料の免除の申請手続を一度行った。免除の申請手続を行った際の状況は覚えていないが、年金手帳の国民年金手帳事務取扱先の欄に、同年同月に居住していた区の区役所名等が押印されているので、同区役所で免除の申請手続を行ったはずである。申立期間の保険料について、免除の申請手続を行ったにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和50年7月に区役所で免除の申請手続を一度行ったと主張しているが、当該期間当時、申立人が居住していた区では、保険料の免除の申請手続は年度ごとに行う必要があったとしており、申立期間は3年度にわたることから、申立人の主張は当時の制度と一致しない上、申立人は、免除の申請手続を行った際の状況についての記憶も曖昧であることから、保険料の免除の申請手続の状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録及び申立人が申立期間当時居住していた区の記録では、申立人が国民年金保険料の免除の申請手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年1月までの国民年金保険料並びに36年4月から52年3月までの期間及び平成8年6月から10年5月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から52年3月まで  
② 平成8年6月から10年5月まで

申立期間①について、私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月頃、自宅に来た集金人に勧められ国民年金の加入手続を行い、併せて付加年金の加入手続も行った。加入手続後の国民年金保険料については、定額保険料に加えて付加保険料を集金人に納付しており、その後、町役場で納付したことも憶えている。

申立期間②について、私は、平成8年6月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、併せて付加年金の加入手続も行った。切替手続後の国民年金保険料については、定額保険料に加えて付加保険料を納付書により納付していた。

昭和36年4月から44年1月までの期間が国民年金に未加入で国民年金保険料を納付していないとされていること、36年4月から52年3月までの期間及び平成8年6月から10年5月までの期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年4月頃、国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、44年2月頃と推認でき、申立人の主張する加入時期と一致しない上、当該期間のうち、36年4月から44年1月までの保険料を納付するためには別の手帳記号

番号が払い出されることが必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月頃、国民年金の加入手続きを行い、併せて付加年金の加入手続きも行ったと主張しているが、申立人は、同年同月から 40 年 2 月まで厚生年金保険に加入し、脱退手当金を受けていることが確認でき、制度上同時に二つの年金制度の被保険者資格を得ることはできない上、付加年金制度は 45 年 10 月に導入されていることから、申立人の主張は当時の制度と一致しない。

さらに、申立期間②について、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続きと併せて付加年金の加入手続きを行い、定額保険料に加えて付加保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人が平成 8 年 6 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったことは確認できるものの、付加年金に加入し、付加保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立期間②は平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間を含んでおり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立期間は合計 216 か月にも及び、長期間にわたり複数の行政機関が事務処理を続けて誤ることは考えにくい上、申立人が昭和 36 年 4 月から 44 年 1 月までの国民年金保険料並びに 36 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び平成 8 年 6 月から 10 年 5 月までの期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 36 年 4 月から 44 年 1 月までの国民年金保険料並びに 36 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び平成 8 年 6 月から 10 年 5 月までの期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5974

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 5 月頃に、国民年金に係る通知が届いたことから、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続時まで納付していなかった国民年金保険料を、納付書により遡ってまとめて納付したが、納付した場所については、はっきりとは記憶していない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、加入手続及び保険料の納付場所についての記憶が曖昧であることなどから加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和 55 年 5 月時点において、申立期間の大半が時効により納付することができない期間であることから、申立期間の保険料を全て納付するためには、特例納付等により納付するほか無く、当時、第 3 回特例納付が実施されていたものの、申立人に特例納付により納付したとする主張はない上、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金保険料検認報告書兼検認記録簿には、申立期間の保険料が特例納付されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことなどから、申立期間の保険料が特例納付等により納付されていたとまでは推認し難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5975

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 4 月頃に、集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、加入手続時まで納付していなかった国民年金保険料を、私と元夫の二人分を一緒に、集金人に遡ってまとめて納付した。その際に、集金人が国民年金手帳に日付を押印し、押印したページを切り取って持って行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 4 月頃に、国民年金の加入手続を行い、加入手続時まで納付していなかった国民年金保険料を、申立人及びその元夫の二人分を一緒に、集金人に遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立期間の保険料を一緒に納付したとするその元夫も未納となっている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 39 年 3 月から同年 6 月までの間と推認できることから、申立期間の一部又は全部の期間の保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月から同年11月まで

私は、平成12年6月頃に会社を退職し、区役所で国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書によりコンビニエンスストアで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書によりコンビニエンスストアで納付したと主張しているが、コンビニエンスストアで保険料を納付することができるようになったのは、平成16年2月以降に発行された納付書による納付からであり、当該期間当時、コンビニエンスストアで保険料を納付することはできない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入を受けて、同番号を活用して電算化による記録管理が可能となったことに伴い、厚生年金保険の被保険者資格（国民年金第2号被保険者資格）を喪失した後、第1号被保険者等への種別変更を行っていない者に対しては、「第1号・第3号被保険者資格取得勧奨」の通知が行われ、さらに再就職等により再び第2号被保険者資格を取得した者に対しては、「未加入期間国民年金適用勧奨」の通知が行われるようになっていた時期である。オンライン記録によると、申立人に対して、「第1号・第3号被保険者資格取得勧奨」が12年8月に、「未加入期間国民年金適用勧奨」が14年2月に行われている。これらのことを踏まえると、申立人が当該期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとは考えられず、当該期間は、当初から国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えるのが合理的

であることから、当該期間当時、申立人に納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

申立期間直後の平成7年4月以降の国民年金保険料が納付済みとされていることから、その前月である同年3月頃に、父親が、2年間遡って保険料を納付してくれたと思う。

その際に、父親から、「未納期間は全部で2年8か月あったが、2年間しか遡ることができなかった。来月からは、自分で納付するように。」と言われたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の平成7年4月以降の国民年金保険料が納付済みとされていることから、その前月である同年3月頃に、その父親が、2年間遡って保険料を納付してくれたと思うと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその父親は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額について、憶えていないと述べていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年2月に払い出されているにもかかわらず、その当時には国民年金保険料を納付せず、7年3月になってその父親が納付しようとした事情についてうかがうことはできず、申立人の父親が申立期間の保険料を遡って納付したとする心証を得ることはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月、同年12月から3年2月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月から4年4月までの期間、同年6月から同年7月までの期間、同年9月、同年11月から同年12月までの期間、6年6月から同年8月までの期間、同年11月から7年4月までの期間、同年6月から同年10月までの期間、8年3月から同年5月までの期間、同年7月から同年11月までの期間及び9年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月  
② 平成2年12月から3年2月まで  
③ 平成3年6月から同年8月まで  
④ 平成3年10月から4年4月まで  
⑤ 平成4年6月から同年7月まで  
⑥ 平成4年9月  
⑦ 平成4年11月から同年12月まで  
⑧ 平成6年6月から同年8月まで  
⑨ 平成6年11月から7年4月まで  
⑩ 平成7年6月から同年10月まで  
⑪ 平成8年3月から同年5月まで  
⑫ 平成8年7月から同年11月まで  
⑬ 平成9年1月から同年3月まで

私は、昭和60年12月に会社を退職したことを契機に、国民年金に加入した。国民年金加入手続後の国民年金保険料については、毎月夫の銀行口座から口座振替によって納付していたが、1年間に数回ほど、残高不足により保険料を納付することができないことがあった。口座振替ができないことによって未納となった申立期間の保険料については、その後自宅に送付された納付書によって、毎年度の確定申告の前までに、区役所の窓口で

納付書に現金を添えて、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、その夫の銀行口座からの口座振替が不能になったことによって未納となったものであるが、その後自宅に送付された納付書によって、区役所の窓口で納付書に現金を添えて、未納となっていた夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと主張しているが、申立期間は13回に及び、全ての申立期間は近接している上、合計44か月と長期間にわたっており、これだけの回数 of 事務処理を行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

また、申立期間当時、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫についても、申立期間のうち、大半が未納となっている。

さらに、申立期間<sup>⑬</sup>については、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5979

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 5 月に会社を退職した後は国民年金に加入していなかったが、61 年 4 月頃に国民年金第 3 号被保険者制度について案内があったので、年金手帳を持参して区役所で国民年金の加入手続を行い、当該年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載された。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った際に、それまで加入していなかった期間の保険料を遡って納付することができるという聞き、同年 5 月頃に社会保険事務所（当時）で、出産祝い金の中から約 8 万円を保険料として遡ってまとめて納付した。申立期間が、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持している年金手帳を持参して昭和 61 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、同年 5 月頃に申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳では、国民年金の被保険者となった日が、同年 4 月と記載され、60 年 5 月に国民年金の被保険者資格を取得した形跡は見当たらないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、昭和 61 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することができるという聞き、社会保険事務所で遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、60 年 6 月に結婚しており、その夫が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立期間の大半は国民年金の任意の未加入期間で、保険料を遡って納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月に払い出されて

いることが確認でき、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 55 年 3 月までの期間、57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び平成元年 7 月から 2 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで  
③ 平成元年 7 月から 2 年 2 月まで

私が大学生であった申立期間①当時に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと思う。

私は、昭和 57 年 3 月末に退職した後に、市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所の窓口又は金融機関の出張所で申立期間②の国民年金保険料を納付していたと思う。

私は、平成元年 7 月に退職した後に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、区役所の窓口又は金融機関で申立期間③の国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間①及び②が国民年金の未加入期間とされ、申立期間③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった申立期間①当時に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと思う、また、昭和 57 年 3 月末に退職した後に、市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所の窓口又は金融機関の出張所で申立期間②の保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、61 年 4 月であることが、申立人が所持する年金手帳により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が、申立期間①及び②当時に、国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間で、保険

料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 1 月に払い出されていることが確認でき、申立人が申立期間①当時に居住していた市及び申立期間②当時に居住していた市において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、平成元年 7 月に会社を退職した後に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、区役所の窓口又は金融機関で申立期間③の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の同年 1 月の第 3 号被保険者資格喪失の処理が行われたのは、3 年 3 月であることが、オンライン記録により確認でき、それまでは、申立期間③は第 3 号被保険者期間で、保険料の納付を要しない期間であったと推認されることから、申立人が、申立期間③の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人自身は、申立期間①当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親から、直接事情を聴取することができないことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から7年1月まで

私は、平成8年4月に就職し、しばらくしてから、「今なら20歳まで遡って納付ができる。」という通知が区役所から届いたので、申立期間の国民年金保険料を約2年かけて毎月郵便局で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月に就職してしばらくしてから20歳までの国民年金保険料を遡って納付できる通知を区役所から受け取ったので、申立期間の保険料を約2年間にわたり郵便局で毎月納付したと主張しているが、申立期間直後の7年2月の保険料を9年3月31日に過年度納付していることから、それより前の期間である6年2月から7年1月までの期間は時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の厚生年金保険の資格喪失日、国民年金保険料の納付状況及び被保険者資格の追加日から、平成9年3月頃と推認され、その時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続を行ったと推認される時期まで同一区内に居住していることから、手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から 63 年 3 月まで

私が成人してから就職する、昭和 61 年\*月から 63 年 3 月まで、私の母親が国民年金保険料を払ってくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親から、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いているので、申立人の母親から、国民年金の加入手続及び保険料の納付について聞き取りを行ってほしいと述べており、申立人自身は当該期間の加入手続及び保険料の納付については非関与である。

また、申立人の母親から聞き取りを行ったが、例えば、「娘（申立人）の国民年金の加入手続を行った後、年金手帳が交付されたかは覚えていない。」と回答するなど、国民年金の加入状況が不明である上、申立人が申立期間当時居住した区で、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から44年3月まで

私が20歳になった昭和41年\*月頃、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたが、母親は既に亡くなっているため、詳細は不明である。

申立期間の国民年金保険料については、母親が送付されてきた納付書で納付してくれていたと思う。私は納付した保険料の月額や納付場所の記憶は無いが、私が結婚するとき、母親が国民年金手帳を渡してくれ、「20歳から国民年金保険料を納めてあるのでずっと続けていくように。」と言われたことを憶えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年\*月頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚した46年11月に、その母親からそれまでの国民年金保険料は納付してある旨を聞いたと述べている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された、20歳到達時点で国民年金の資格を取得している強制加入被保険者の国民年金保険料の納付開始日から、申立人の加入手続時期は、昭和44年4月頃と推認され、その主張と一致していない上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間のうち、昭和42年1月から44年3月までの国民年金保険料は、推認される加入手続の時点において、遡って納付することは可能であるが、申立人の主張からは、その母親が当該期間の保険料を遡って納付した

ことをうかがわせるまでの心証を得ることはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和41年10月から同年12月までの国民年金保険料は、前述の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号による納付の有無を確認する必要があることから、別の手帳記号番号が払い出されていないか調査を行ったところ、申立人が当時居住した市で、同年6月に申立人の手帳記号番号と考えられる別の手帳記号番号が払い出されていたことは確認できたものの、同手帳記号番号は取り消されており、同手帳記号番号によって保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は無かった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月から61年3月まで

私は、結婚後、昭和50年3月に、会社を退職し、当時住んでいた区の区役所で、友人と一緒に国民年金の加入手続を行った際に、少しでも受給額が多くなるようにと夫から助言されていたため、付加年金の加入手続も行ったことを憶えている。国民年金及び付加年金の加入手続後は、国民年金の定額保険料に併せて付加保険料も、最初は現金で、その後は、夫名義の銀行の預金口座から口座振替で納付していた。

私は、申立期間について、付加年金にも加入し、国民年金の定額保険料に併せて、付加保険料も納付していたにもかかわらず、当該期間が付加年金に未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金及び付加年金の加入手続後、国民年金の定額保険料に併せて付加保険料も納付していたと主張しているが、オンライン記録同様、申立人の所持する年金手帳にも、申立人が付加年金に加入した形跡が見当たらない上、申立人が居住する市の国民年金被保険者収滞納一覧表では、付加保険料が賦課されていなかったことが確認できることから、当該期間は、付加年金の加入の申出がなされておらず、付加保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が居住する市では、毎年度、国民年金の定額保険料と付加保険料を明確に区分して賦課・収納しており、申立人に対しては、定額保険料のみが賦課されていることに加え、国民年金の定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、133か月の長期間にわたり、定額保険料だけが納付済みとなり、付加保険料のみが未納となることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの期間及び48年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から47年3月まで  
② 昭和48年4月から53年3月まで

私は、昭和45年5月に転居した際に、国民年金の住所変更手続きを行ったかどうか<sup>おぼ</sup>憶えていないが、自宅に来た集金人に夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。また、51年10月に再び転居した際に、国民年金の住所変更手続きを行ったかどうか<sup>おぼ</sup>憶えておらず、その後の保険料の納付についての記憶も定かではないが、私が、夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月に転居した後は、自宅に来た集金人に夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた、また、51年10月に再び転居した後も申立人が、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、i) 申立人は、45年5月及び51年10月に転居した際に、国民年金の住所変更手続きを行ったかどうか<sup>おぼ</sup>憶えていないこと、ii) 申立人の特殊台帳には、45年5月の転居に伴う住所の記載が無いこと、iii) 51年10月の転居に伴う住所変更の処理は、54年3月に行われたことが、その特殊台帳により確認できることから、申立人が、申立期間①及び②当時に、国民年金の住所変更手続きを行い、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、i) 昭和45年5月に転居した後の国民年金保険料の納付金額及び納付周期について具体的に<sup>おぼ</sup>憶えていないこと、ii) 51年10月に転居した後の保険料の納付方法及び納付金額等についての記憶が定かではない

ことから、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月

私は、平成11年8月に勤務先を退職後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

その際に、未納とされていた平成10年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付書に現金を添えて、又は現金のみで納付した。

私は、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年8月に勤務先を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その後、自身で申立期間を含む10年8月及び同年9月の国民年金保険料を区役所で納付したと述べているが、オンライン記録によると、同年8月の保険料については、厚生年金保険加入期間であるにもかかわらず、11年6月の国民年金保険料が納付されたことを理由として充当処理がなされ、その結果、納付済みとされたものであることが確認でき、申立人が自身で納付したとする申立内容とは異なる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成11年8月時点において、当該期間は過年度となり、通常、過年度保険料を区役所では納付することができない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られている状況下において、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から53年3月まで

私は、結婚後は、妻に国民年金保険料の納付を任せていたので、申立期間についても、妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後は、その妻に国民年金保険料の納付を任せていたので、申立期間についても、その妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているところ、申立人は、昭和45年5月及び51年10月に転居しているが、i) 申立人は、45年5月及び51年10月に転居した際に、国民年金の住所変更手続を行っていないと思うと述べていること、ii) 申立人の特殊台帳には、45年5月の転居に伴う住所の記載が無いこと、iii) 51年10月の転居に伴う住所変更の処理は、54年4月に行われたことが、その特殊台帳により確認できることから、申立期間当時に、申立人の国民年金の住所変更手続が行われ、申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、昭和45年5月に転居した後は、自宅に来た集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた、また、51年10月に再び転居した後も夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと述べているが、その妻は、i) 45年5月に転居した後の保険料の納付金額及び納付周期<sup>おぼ</sup>について具体的に憶えていないこと、ii) 51年10月に転居した後の保険料の納付方法及び納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から53年3月まで

私は、会社を退職した昭和48年12月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、私が、既に国民年金に加入していた夫の国民年金保険料と一緒に、私の保険料を、納付書により金融機関又は郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月に、同年4月に入籍することとなったその夫の国民年金の加入手続を行い、その夫の国民年金保険料の納付を開始し、同年12月に自身の加入手続を行った後は、夫婦二人分の保険料を納付していたと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、53年10月に連番で払い出されており、申立人夫婦の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、加入手続時期は、同年7月又は同年8月と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立人夫婦の所持する年金手帳の、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に記入されている日付が、夫婦それぞれの国民年金の加入手続時期の根拠であると主張しているが、同年金手帳の日付は、加入手続日、時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続時期及び国民年金保険料の納付の開始時期を特定するものではなく、前述のとおり、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番であることから、夫婦の加入手続は、同時に行われたと考えるのが合理的である。

さらに、申立人夫婦の推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和48年12月から51年3月までの国民年金保険料については、時効により、納付することはできず、当該期間の保険料を納付するには、別

の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一住所地に居住している申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 53 年 7 月又は同年 8 月において、申立期間のうち、51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるが、申立人は、遡って保険料を納付したとの主張はしておらず、オンライン記録等からも申立人が当該期間の保険料を納付していた形跡をうかがうことはできない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から52年3月まで

私の妻は、私が会社を退職した昭和48年2月に、私の国民年金の加入手続を市役所で行い、私の国民年金保険料を、納付書により、金融機関又は郵便局で納付してくれており、妻が会社を退職した同年12月からは、私の保険料と自身の保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月に、同年4月に入籍することとなったその妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始し、同年12月にその妻が加入手続を行った後は、夫婦二人分の保険料を納付していたと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、53年10月に連番で払い出されており、申立人夫婦の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、加入手続時期は、同年7月又は同年8月と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその妻は、申立人夫婦の所持する年金手帳の、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に記入されている日付が、夫婦それぞれの国民年金の加入手続時期の根拠であると主張しているが、同年金手帳の日付は、加入手続日、時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続時期及び国民年金保険料の開始時期を特定するものではなく、前述のとおり、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番であることから、夫婦の加入手続は、同時に行われたと考えるのが合理的である。

さらに、申立人夫婦の推認される国民年金の加入手続時点において、申立

期間のうち、昭和 48 年 2 月から 51 年 3 月までの期間は、時効により納付することはできず、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一住所地に居住している申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、加入手続時期において、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であり、納付済みとされている同年 4 月から 53 年 3 月までの保険料は、遡って納付されていたと推認できるものの、申立人の妻は、当該期間の保険料の納付を含め、加入手続を行った後の保険料の納付状況について具体的に覚えておらず、申立人の妻の主張からは、51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間についての保険料が遡って納付されたとの心証を得るまでに至らず、オンライン記録等からも申立人が当該期間の保険料を納付していた形跡をうかがうことはできない。

その上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から63年5月までの期間、同年6月から同年12月までの期間、平成2年5月から同年7月までの期間、同年11月、3年10月から5年2月までの期間及び同年10月から6年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月から63年5月まで  
② 昭和63年6月から同年12月まで  
③ 平成2年5月から同年7月まで  
④ 平成2年11月  
⑤ 平成3年10月から5年2月まで  
⑥ 平成5年10月から6年2月まで

私は、市役所の出先機関で国民年金の加入手続を行い、その出先機関や金融機関で国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の出先機関で国民年金の加入手続を行い、その出先機関や金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、当初は、平成6年11月であったが、後に、昭和62年5月に訂正されていることが、申立人が所持する年金手帳により確認できる上、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る国民年金の被保険者資格取得及び喪失の記録は、9年12月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、それまでは、当該期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であったものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年12月頃に払い出されていることが確認でき、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥当時に、別の手帳

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から4年3月まで

私は、平成4年3月まで大学生だったため、国民年金には加入していなかった。卒業後に就職した会社のオリエンテーションのときに、初めて学生にも国民年金保険料の納付義務があったことを聞いた。また、その会社から国民年金保険料に未納がある場合は、一括で納付することが、厚生年金保険に切り替える条件であると聞いたため、すぐに父親に連絡し、国民年金の加入手続を行ってもらった。

父親は、既に他界しているため詳細は分からないが、国民年金の加入手続と同時に、37か月分の国民年金保険料として、20万円強の金額を一括で納付し、年金手帳の交付を受けたと聞いていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその父親は既に他界していることから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、その父親に、国民年金の加入手続と同時に、申立期間である37か月分の国民年金保険料を一括で納付してもらったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたとする平成4年4月の時点では、制度上、この37か月分の保険料を一括で納付することはできないことに加え、オンライン記録によると、当該期間の保険料を一括で納付していた場合、発行されるはずのない、申立期間の一部についての過年度保険料の納付書が6年2月に発行されていることが確認できることから、申立期間の保険料が一

括で納付されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6004

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 58 年 9 月まで

私の母親は、私が昭和 55 年 10 月に会社を退職した後に、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。私は、当時、海外に居住していたが、帰国後に、母親から申立期間に係る保険料の領収書を渡されたことを記憶している。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は昭和 58 年 10 月 28 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 12 月まで

私は、大学で勉学するために会社を退職した昭和 60 年 12 月頃、会社の経理担当者に厚生年金保険から国民年金への切替手続を勧められ、61 年 4 月に区役所の出張所で旧姓で国民年金の加入手続を行い、同出張所で月額 1 万 2,000 円程度の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 12 月頃、会社を退職し、61 年 4 月に区役所の出張所で旧姓で国民年金の加入手続を行い、同出張所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号であった番号であり、同番号に基づき申立人の国民年金被保険者資格記録が作成されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、少なくとも基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降であると推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人のオンライン記録によると、平成 9 年 5 月に昭和 61 年 4 月から平成 4 年 12 月までの期間について、第 1 号被保険者の資格記録が追加されていることが確認できることから、申立期間は 9 年 5 月までは国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者資格記録が追加された平成 9 年 5 月の時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6006

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 12 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 12 年 5 月まで

私は、平成 11 年 4 月に海外に転出することになったため、私の代わりに私の母親に国民年金保険料を納付するように依頼した。母親からは、社会保険事務所（当時）の職員に「海外に居住している間は、保険料を納付しなくてもよい。」と説明され、保険料を納付することができなかつたため、海外から帰国した直後に同社会保険事務所で申立期間の保険料として 16 万円を遡ってまとめて納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、海外から帰国した後にその母親が社会保険事務所で遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、平成 12 年 4 月に住民登録地を海外から申立人が当時居住していた区に異動させていることが申立人の住民票で確認できる上、11 年 4 月の保険料は、無資格期間における納付のため同年 6 月に還付されていることが申立人のオンライン記録により確認できることから、その時点で、同年 4 月 21 日の国民年金被保険者資格喪失の手続が行われていることを踏まえると、申立期間の大半は、海外在住期間に当たり、国民年金の任意の未加入期間で、保険料を遡って納付することができない期間である。

また、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6007

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年1月まで

私は、平成4年3月に勤めていた会社を退職後、雇用保険の失業給付を受給していたため夫の扶養には入れず、国民年金に加入することにし、時期は分からないが、当時居住していた区の区役所で、国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、送られてきた納付書に現金を添えて、区役所の窓口で納付していた。

私は、未納期間が無いように、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月に勤めていた会社を退職後、雇用保険の失業給付を受給中に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、退職後のどの時期に加入手続を行ったのかを憶えていないと述べていることに加え、同加入手続方法、その後の国民年金保険料の納付金額及び納付場所についての記憶も曖昧であるなど、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される平成6年10月頃の時点においては、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付するほかないが、申立人は当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、同加入手続時点において、当該期間の半分は時効により保険料を納付することができない期間である。このため、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期

間の始期から国民年金の加入手続時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付については、定期的に納付期限までに納付していたと思うとしているが、オンライン記録によると、前述したように、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される平成6年10月以前である申立期間直後の5年2月から同年9月までの保険料を7年3月23日にまとめて過年度納付していることが確認でき、申立人が述べる納付方法と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6008

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から 62 年 2 月まで

私は、勤務していた会社を退職した昭和 61 年 9 月に、国民年金に加入するため、当時居住していた市の市役所の支所に行き、自分で国民年金の加入手続を行った。その際、同支所で、年金手帳を交付された。

国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）から郵送されてきた納付書に現金を添えて、毎月、市役所の支所又は金融機関の窓口で納付していた。保険料の金額は、1 万 3,300 円だったと思う。納付した際、領収書を受け取ったと思うが、現在、所持していない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 9 月に国民年金の加入手続を当時居住していた市の市役所の支所で行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び後の番号が付与された被保険者の国民年金第 3 号被保険者資格該当届出の処理日から、平成 4 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、推認される国民年金の加入手続時期に、申立人が居住していた区において払い出された手帳記号番号であり、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人が当該期間当時居住していた市において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期として、年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」として記入された昭和 61 年 9 月 21 日の日付を根拠としているが、同日付は、国民年金の加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無に関係なく、原則として、国民年金の強制加入期間の初日まで遡って記入されることとされており、加入手続時期及び保険料の納付開始時期を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の父親は、学生が国民年金の強制加入被保険者となった平成3年4月から4年3月までの間に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その際に、区役所の職員より、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付することができるという事から、後日、父親が納付書により金融機関でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が平成3年4月から4年3月までの間に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳に到達した強制加入被保険者の保険料の納付日から、6年1月又は同年2月と推認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、平成6年1月又は同年2月と推認できることから、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付により納付したことは無いと述べている。

さらに、申立人が現在所持する年金手帳には、平成6年1月又は同年2月に払い出されたと推認できる国民年金手帳記号番号が記載されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出され

る事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から8年1月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から8年1月まで  
② 平成8年4月から同年8月まで

私は、国民年金の加入<sup>おぼ</sup>手続を行った覚えは無く、申立期間<sup>おぼ</sup>当時に国民年金保険料を納付した記憶も無い。

平成12年又は13年頃、当時の勤務先に、区役所の方から電話があり、過去の国民年金保険料を指定の口座に納付するように言われ、二度ほど督促状が届いていたこともあり、勤務先近くの銀行の現金自動支払機で、振込みにより、月に1万円から2万円ほどの金額を納付した。

私は、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年又は13年頃、区役所の担当者からの電話連絡により、過去の国民年金保険料を指定の口座に納付するように言われ、勤務先近くの銀行の現金自動支払機で、振込みにより納付したと述べているが、申立人は、その保険料を納付した期間も、納付した回数も分からないと述べるなど、保険料の納付についての記憶が曖昧で、申立期間に係る保険料の納付状況が不明であることに加え、申立人が納付したと述べている保険料の合計金額は、当該期間の実際の保険料の合計金額と大きく乖<sup>かい</sup>離している。

また、平成12年及び13年頃に、申立人が居住していた市では、国民年金保険料を金融機関の預金口座に振り込ませて収納する方法は採用されていな

かったことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成8年9月頃と推認され、その時点において、その当時、国民年金の被保険者期間とされていた申立期間②については、国民年金保険料を納付することが可能ではあったものの、申立人が保険料を納付したとする12年又は13年頃の時点において、申立期間①及び②の保険料は、時効により納付することができない。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと述べている時期は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和47年10月に仕事を辞めた後、当時居住していたA区とは別のB区の職業訓練校に通おうとしたが、入校資格が無いため、同区に居住している友人宅に住民登録をさせてもらった。

職業訓練校には、昭和48年4月から49年3月まで通い、同年4月又は同年5月頃、住民票をA区に戻したところ、A区役所又はB区役所の職員から電話があり、職業訓練校に通っていた期間の税金及び年金等が未納となっており、B区役所の出張所で納付するよう指示された。

その後、自宅に届いた通知及び納付書を持参したのか、何も持参しないで行ったのか記憶が定かではないが、B区役所の出張所で、税金と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付した。

その際、受け取ったB区長名の入った領収証書を年金手帳に貼っていたが、4、5年前に紛失してしまった。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は事情により、B区に住民登録をしていたと述べ、昭和49年4月又は同年5月頃、A区に住民票を戻したところ、A区役所又はB区役所の職員から、B区に住民登録していた期間の国民年金保険料に未納があると連絡があり、当該保険料をB区の出張所で納付するよう指示されたと述べている。申立人が述べるように、B区において申立人に保険料が賦課されるには、B区内に住民登録した上で、同区で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出される必要がある。

しかし、申立人は、B区で国民年金の加入手続を行ったことはないと述べている上、B区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことに加え、戸籍の附票でも、申立人がB区に住民登録していた事実が確認できないことから、申立人がB区で国民年金に加入し、国民年金保険料を賦課されたとは考えにくい。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期及び同手帳記号番号の4桁の記号から、申立人は、昭和49年5月にA区で国民年金の加入手続を行ったと推認され、その時点で、申立期間の国民年金保険料を納付すること自体は可能であったものの、申立人が述べるような方法では納付することができず、申立人の主張をもって、当該期間の保険料が納付されていたと認めることは難しい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6012

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年12月まで

私は、20歳になった当時、大学生であり、大学を卒業する昭和46年3月まで独り暮らしをしていたが、住民票は実家に置いたままだったので、母親が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。私が結婚するまでの期間の国民年金保険料については、母親が市役所の窓口で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の国民年金保険料の納付記録から、昭和47年4月から同年7月頃までの間に行われたと推認でき、申立内容と一致しない上、申立人から保険料を遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が現在所持している国民年金手帳は、昭和47年4月に発行されたものであり、その手帳は、結婚後の氏名及び住所が記載されている上、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を見た記憶が無いと述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6013

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで

私が 27 歳となった昭和 55 年頃、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、2 年分の国民年金保険料を遡って納付してくれた。加入手続き以降の保険料については、母親が、区役所から送付された納付書によって、毎月納付してくれていた。時には自身で納付したこともあったと思う。私は、母親から、「27 歳のときに国民年金に加入する手続きを行った。」と何度も言われた記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料のほとんどの納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、同期間のほとんどの保険料を納付したとするその母親は、既に他界しており、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自身が 27 歳となった昭和 55 年頃、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続きは、59 年 5 月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認される昭和 59 年 5 月の時点においては、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住し

ており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。ちなみに、オンライン記録によると、加入手続時期と推認される同年同月時点において、時効にかからず納付することができる 57 年 4 月までの保険料が遡って納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6014

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 50 年 3 月まで

私は、入籍した昭和 44 年 3 月に、市役所で私及び夫の国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入手続も併せて行った。

その後は、自宅兼店舗に来た婦人会の集金人に、私が、私と夫の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、入籍した昭和 44 年 3 月に、市役所で申立人及び夫の国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入手続も併せて行ったと主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、50 年 4 月に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後は、自宅兼店舗に来た婦人会の集金人に、申立人及びその夫の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付金額、納付時期等についての記憶が定かではないことから申立期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立期間のうち、昭和 42 年 12 月から 50 年 3 月までのその夫の保険料も未納とされている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 4 月の時点では、申立期間のうち、48 年 1 月から 50 年 3 月までの期間は、国民年金

保険料を遡って納付することが可能な期間であるが、当該期間の保険料は、過年度保険料となり、集金人に納付することはできなかった上、申立人も保険料を遡って納付したことは無いと述べていることから、当該期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 62 年 2 月まで

私は、15 歳から住み込みで働いていて、私が 20 歳になった頃、社長の奥様から、「国民年金の保険料を掛けておいた方が良い。」と勧められ、毎月の給与から保険料を天引きし、社長の奥様が納付をしてくれた。

昭和 58 年に結婚してからは、妻が継続して私の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が住み込みで勤務していた 20 歳の頃、その勤務先の社長の妻から国民年金の加入を勧められ、かつ国民年金の加入手続をしてもらった旨を主張し、国民年金保険料の納付についても、20 歳から結婚するまでの期間は、社長の妻が行っていたとしているが、申立人は、加入手続及び結婚前の保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとされる社長の妻は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び結婚前の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 58 年に結婚後、その妻が国民年金保険料の納付を行っていたと述べているが、申立人の妻は、申立人の勤務先の社長の妻から、申立人の年金手帳を受け取ったり、保険料の納付について話をしたかについての記憶は無いとしている上、保険料の納付に関する記憶は曖昧であることから、申立期間のうち、結婚後の期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和 62 年 4 月に払い出されており、当該払出時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間から

現在に至るまで同一の市に居住していることから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6016

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から9年3月まで

私は、平成9年12月に、夫と二人で、婚姻届を提出するために区役所へ出向いた際に、区役所の職員から勧められたので、その場で国民年金の加入手続を行った。

その際に、区役所の職員から国民年金保険料を2年間遡って納付するように勧められたので、平成10年1月頃に、区役所の窓口で7年12月から9年12月までの保険料を一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年12月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に、区役所の職員から国民年金保険料を2年間遡って納付するように勧められたので、10年1月頃に、区役所の窓口で、7年12月から9年3月までの保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人が2年間遡って保険料を納付したとする10年1月頃の時点では、申立期間の保険料は、過年度保険料となり、制度上、区役所の窓口で納付することはできなかつたことから、申立人が、申立期間の保険料を区役所の窓口で納付していたとは考えにくい。

また、申立人が2年間遡って納付したとする金額は、申立期間及び平成9年4月から同年12月までの国民年金保険料を一括して納付した場合の金額と一致していない。

さらに、申立人が2年間遡って国民年金保険料を納付したとする平成10年1月頃は、基礎年金番号が導入された9年1月以降の時期であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 51 年 4 月から同年 10 月までの間に、A 区役所で、国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続後、私は、国民年金保険料を納付し続けていたが、56 年 3 月に転居してからは、C 区役所内にある金融機関の窓口で、毎月、7,000 円から 8,000 円程度の金額の保険料を納付していたことを具体的に憶えている。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 51 年 4 月から同年 10 月までの間に、A 区役所で、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付し続けていたと主張している。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その後転居した C 区に払い出されており、同番号の前の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格取得記録及び申立人自身の保険料の納付記録から、申立人の加入手続は、61 年 7 月又は同年 8 月に行われたと推認され、申立人の主張する加入手続の時期及び場所と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後に、転居に伴う住所変更手続を行ったかどうか分からないと述べているほか、A 区及び B 区に居住していた時期の国民年金保険料の納付金額、納付場所についても記憶が無いなど、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間のうち、昭和 56 年 3 月から 61 年 3 月までの期間については、毎月、7,000 円から 8,000 円程度の金額の国民年金保険料を納付していたことを具体的に憶えていると主張しているが、その金額及び納付周期は、実際に納付済みとされている同年 4 月から平成 2 年 1 月までの保険料月額及

びC区を管轄する市の通常の納付周期とは一致するものの、昭和56年3月から61年3月までの保険料月額及び同市の通常の納付周期とは相違する。

加えて、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和61年7月又は同年8月時点においては、申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができないことに加え、同時点において、申立期間の保険料については過年度納付するほかないが、C区役所内に設置されていた金融機関の窓口では、保険料を過年度納付することはできなかつたことが確認できる。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまで交付された年金手帳のうち国民年金のものは1冊のみであると述べており、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、申立期間は120か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考えにくいことに加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年11月までの期間、15年7月から同年9月までの期間及び16年7月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年4月から同年11月まで  
② 平成15年7月から同年9月まで  
③ 平成16年7月から17年3月まで

私は、国民年金の加入手続については具体的に何も憶えていない。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料の免除の申請については、行った時期等詳細は憶えていないが、私が自宅に来た男性に免除の申請を行っていたのにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の免除の申請について、自宅に来た男性に免除の申請を行っていたと述べているが、保険料の免除の申請を行った経緯、時期等の具体的な記憶が曖昧であり、当該期間の保険料の免除の申請状況は不明である。

また、オンライン記録において、申立人は、これまでに、平成15年1月に1回目の、同年11月に2回目の、17年8月に3回目の国民年金保険料の免除の申請を行っていることが認められる。このため制度上、申立期間①は、1回目の免除の申請を行った時点において、申立期間②は、2回目の、申立期間③は、3回目の同申請を行った時点において、それぞれ免除の対象とされない期間であることが確認できる。

さらに、申立期間①、②及び③は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の時期であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、当該期間の記録管理に誤りがある

ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料の免除の申請を行っていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の免除の申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6019

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成元年3月まで

私が20歳になった昭和59年\*月には短期大学の学生であったため、国民年金に加入していなかったが、60年4月に社会人になったので、私の母親が国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

加入手続後の国民年金保険料については、母親が自宅に来ていた女性の集金人に納付していたような記憶がある。その後、具体的な時期の記憶は無いが、父親の銀行口座から口座振替で保険料を納付するように手続したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月に社会人になったので、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、加入手続の時期及び保険料の納付状況等の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成元年9月であると確認でき、申立内容と一致しない上、当該払出時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6020

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私が大学を卒業した後の昭和62年4月頃、私の母親が区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が2か月ごとに集金人に納付した。母親は保険料を納付した際、領収書を受け取り、保管していたが、処分してしまったようだ。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月頃、その母親が区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人は、平成元年8月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人の主張と一致しない。

また、推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の前後を通じ、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和62年7月から平成元年3月までの国民年金保険料は、遡って納付するほかないが、保険料を納付したとする申立人の母親は、遡って保険料を納付した記憶が無いと述べている。

加えて、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付した

と述べているが、申立人が当該期間当時居住していた区では、昭和 61 年 10 月に集金人制度が廃止されていることが確認でき、当該期間の保険料は、集金人に納付することはできず、その母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6021

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年3月まで

昭和48年\*月頃、私は、当時居住していた区で国民年金の加入手続きを行ったが、手続きを行った場所は憶えていない。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書で納付していた。保険料の納付場所及び月額等具体的なことは憶えていないが、20歳から保険料を納付してあるはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年\*月頃、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、51年8月又は同年9月頃と推認されることに加え、申立人が50年以降に居住していた市の国民年金被保険者名簿では、51年11月に、50年4月から51年3月までの保険料を遡って納付している記録が確認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き後に交付された年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の手帳であり、この年金手帳以外の手帳を交付された記憶は無いと述べているが、オレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月から使用が開始されたもので、申立人が国民年金の加入手続きを行ったとする48年\*月頃には使用されていなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和48年2月から49年6月までの国民年金保険料は、推認される加入手続き時点では、時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出され

る必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 6022

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から13年3月まで

私は、平成12年3月に仕事を辞め、同年4月から学生になった。その際に、父親が学生納付特例の申請を行い、その後も学生の間は同申請を行った。平成13年度は学生納付特例が認められた期間であるにもかかわらず、12年度は未納期間とされており、平成22年に追納しようとした際に、平成13年度分しか追納することができなかった。

申立期間が学生納付特例の期間とされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年3月に仕事を辞め、同年4月から学生になった際に、その父親が申立人の国民年金保険料の学生納付特例の申請を行ったと主張しているが、申立人の父親から当時の事情を聞くことができなかった上、申立人は同申請に非関与であるため、申立期間に関わる学生納付特例の手続の状況が不明である。

また、申立期間当時の国民年金保険料の学生納付特例の申請が承認される要件の一つは、本人の前年の所得が68万円に満たないことであるが、申立人の申立期間の前年における厚生年金保険の標準報酬月額が年間を通じ24万円であったことから、前年の所得が学生納付特例の要件とされる額を超えていたことが推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の学生納付特例の申請を行い、かつ同申請が承認されたことを示す関連資料が無く、ほかに保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成3年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和63年\*月頃に市役所又は市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が納付書により金融機関で納付していた。私の弟についても、私の母親が、弟が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和63年\*月頃にその母親が市役所又は市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親は、加入手続を行った時期についてははっきり憶<sup>おぼ</sup>えていないと述べていることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の国民年金保険料の納付日から、平成3年4月頃と推認でき、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が、同年同月1日となっていることから、申立期間は国民年金に未加入で保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立人の弟についても、20歳になったときから国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その弟の国民年金手帳記

号番号は平成3年4月頃に申立人と連番で払い出されていることが確認できる上、弟は、20歳になった元年\*月から学生が国民年金の強制加入となった3年4月の直前に当たる同年3月までは国民年金に未加入である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6024

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 55 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 50 年\*月に区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付時期及び納付金額は分からないが、両親が集金人へ納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年\*月に区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から 55 年 2 月に行われたと推認でき、その時点で申立期間のうち、50 年 3 月から 52 年 12 月までは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したことは無いと述べている。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を両親が集金人に納付したと主張しているが、自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その両親も既に他界していることから納付状況が不明である上、申立人は、申立期間当時の年金手帳の記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡もない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで  
私が 20 歳になった昭和 58 年\*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。  
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 58 年\*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 5 月に払い出されており、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月

私は、平成10年10月に会社を辞めた後、区役所で国民年金第3号被保険者の手続を行った。

平成11年3月から同年5月までの期間が、第3号被保険者の期間とならなかった理由は不明だが、当該期間の国民年金保険料の納付書が自宅に届いたため、区役所又は金融機関等で保険料を納付したと思う。

その後、時期は定かではないが、再度納付書が自宅に届いたため、区役所に行き職員に尋ねたところ、国民年金の加入期間に未納は無い旨の回答があったのを憶えている。

私は申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送られてきた納付書で納付したと思うと述べている。しかし、オンライン記録によると、平成13年2月8日に過年度納付書が発行されており、その時点までに、申立人が国民年金第1号被保険者として保険料の納付義務があった期間は、申立期間を含む、11年3月から同年5月までの3か月のみであり、このうち同年4月及び同年5月の保険料は、同年同月28日に納付されていることが確認できることから、当該納付書は、申立期間に係る納付書と考えるのが自然であり、当該納付書が発行された13年2月の時点においては、当該期間は未納であったと考えるのが合理的である。当該納付書により、当該期間の保険料は遡って納付することが可能であったが、申立人からその主張も無く、当該期間の保険料を当該期間当時に納付したはずであるとする申立人の主張を踏まえると、申立人

が同年同月に発行された過年度納付書で当該期間の保険料を納付したと考えることは難しい。

また、申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6027

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から48年2月まで

私は、昭和45年1月に会社を退職した後、区役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行ったと思う。その当時は、健康保険証を持っていたので、47年11月に結婚するまで国民健康保険料と一緒に国民年金保険料も納付していたはずである。

昭和47年11月に結婚した後には、区役所で私及び妻の国民年金の加入手続を行った。その後は、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行い、47年11月に結婚した後には、区役所で申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の48年2月に、夫婦連番で払い出されており、申立人が、結婚前に居住していた区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年3月頃であると推認できることから、申立人が、45年1月当時に、国民年金の加入手続を行っていたとは考えにくい。

また、申立人は、昭和45年1月当時は、健康保険証を持っていたので、47年11月に結婚するまで国民健康保険料と一緒に国民年金保険料も納付していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金

保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、昭和 47 年 11 月に結婚した後は、その妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付したとするその妻は、保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立期間のうち、結婚後の期間である同年同月から 48 年 2 月までのその妻の保険料も未納とされている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になる昭和 46 年\*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。申立期間の国民年金保険料については、母親が、店に来た集金人に、私と母親の二人分を一緒に納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になる昭和 46 年\*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、主にその母親が、店に来た集金人に、申立人及びその母親の二人分を一緒に納付していたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 49 年 10 月から同年 12 月頃までの間に行われたものと推認でき、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しないことから、申立期間当時に、その母親が、申立人及びその母親の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 11 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
② 平成元年 4 月 17 日から同年 12 月 1 日まで  
③ 平成 2 年 12 月 31 日から 3 年 2 月 27 日まで

私は、昭和 55 年 8 月 16 日から 56 年 8 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）の C 営業所に E 職として勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。

また、平成元年 4 月 17 日から 3 年 2 月 26 日まで、D 社に E 職として勤務していたが、申立期間②及び③の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。

調査の上、申立期間①から③までの記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社に昭和 55 年 8 月 16 日から 56 年 8 月 31 日まで勤務していたと主張しているが、B 社人事部から提出された人事記録及び雇用保険の記録によると、申立人の A 社入社日は 55 年 8 月 16 日、同社退職日は 56 年 1 月 30 日であることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 名は、連絡先不明のため証言が得られないため、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において D 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、D 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 12 月 1 日であり、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人と同日の平成元年 12 月 1 日にD社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「D社が社会保険の適用事業所となる前から勤務していたが、それまでは国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、当該期間において、国民年金の全額申請免除期間であることが確認できる。

申立期間③について、雇用保険の記録によると、申立人がD社を退職したのは平成2年12月30日であり、当該期間に同社で勤務していたことを確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に勤務していたことについて供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 56 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 11 月に、求人広告で探した A 社に入社した。小さな会社であったため、経理、総務等事務的なことは全てこなし、退職する 57 年 5 月 31 日まで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録は入社した時よりずっと後の昭和 56 年 1 月 1 日に資格を取得したことになっており、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社に在籍していたとする複数の同僚及び監査役であった事業主の妻の供述から、申立人が申立期間において、社会保険事務を含めた総務・経理事務担当者として同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は自身の厚生年金保険の被保険者資格取得の手続や算定基礎届は行った記憶は無く、前任者か事業主の妻が行ったと主張しているが、前任者は申立人と面識が無いと述べている上、事業主の妻は、事務関係は申立人とタイプストしかいないから、経理担当の申立人が給与計算や算定基礎届を行っていたのではないかと述べている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人はオンライン記録どおり昭和 56 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社は既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無く、申立人も申立期間における給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 25 日から 6 年 6 月 1 日まで

私は、A社B工場に事務員として平成5年11月25日に入社し、毎日、C業務を行っていた。また、6年1月頃からは、同社がB工場の2階で経営していた店舗の事務も併せて行っていた。

私の厚生年金保険被保険者記録は平成6年6月1日からとなっているが、入社時から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社B工場勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B工場において、厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同日である同僚3名について調査したところ、回答があった同僚は、「平成6年2月から勤務していたにもかかわらず、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ同年6月1日となっている。」と述べており、オンライン記録から、当該同僚が同社B工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの6年2月から同年5月までは、国民年金保険料を納付していることが確認できる。このことから、同社B工場では全ての従業員に対して、必ずしも勤務開始日から厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 29 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、A 社（現在は、B 社）の社員として、昭和 50 年 10 月 21 日から 52 年 10 月 31 日まで C 社 D 事業所内の E 社に F 職として派遣され、C 社及び E 社の社員と共に F 業務をしていた。

しかしながら、厚生年金保険の記録によると、A 社での被保険者資格の喪失日は昭和 52 年 10 月 29 日となっており、同年 10 月が被保険者期間となっていない。

A 社への退職届は、昭和 52 年 10 月 31 日付け退職として提出し、同年 10 月の厚生年金保険料は控除されていたものと記憶している。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立期間当時、申立人が A 社の社員として、C 社 D 事業所内の E 社に F 職として派遣されていたことはうかがえるが、退職日については確認できなかった。

また、B 社は、申立期間当時の人事記録を保管しておらず、申立人の A 社における退職日を確認することができない。

さらに、申立人は、A 社への退職届において、退職日を昭和 52 年 10 月 31 日付けとして提出したと主張しているところ、B 社から提出された申立人の退職届に記載されている日付は、「昭和 52 年 10 月 28 日」のみであり、当該退職届からは、申立人の退職日が同年 10 月 31 日であると判断することはできない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人の A 社の離職日は昭和 52 年 10 月 28 日と記録されており、当該離職日の記録は、オンライン記録と一

致している上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月1日から平成元年10月1日まで  
② 平成2年4月1日から同年10月1日まで  
③ 平成5年7月1日から同年12月21日まで

申立期間①の標準報酬月額がその前の期間より低くなっている。当時の給与明細書等は所持していないが、毎年昇給があったので、当該期間の標準報酬月額はその直前と同額の47万円が妥当だと思う。

また、平成元年12月21日の定年退職後の嘱託期間となっている申立期間②及び③の標準報酬月額も直前の額より低くなっているが、当該期間の基本給は定額の39万600円で残業手当等を加算すると標準報酬月額は41万円が妥当だと思うので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の当該期間のオンライン記録における標準報酬月額は、A社保管の社員カード記載の給与月額に相当する標準報酬月額と一致しているか上回っていることが確認できる。

また、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、標準報酬月額等の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立人は、当時、給与が下がっていることは無いと主張しているが、同僚のオンライン記録を確認したところ、当該期間の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額と比較して低額となっている者が複数確認できる。

2 申立期間②及び③について、申立人の当該期間のオンライン記録における標準報酬月額は、A社保管の社員カード記載の給与月額に相当する標準報酬月額と一致している。

また、申立人は、嘱託期間であった当該期間の基本給は定額の39万600円であったと主張しているが、上記社員カードからは、申立人の当該期間における基本給は30万9,400円から39万600円までの間で変動していることが確認できる。

3 申立人は、申立期間①から③までにおける給与明細書等を所持していないため、厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立期間①から③までにおいて、申立人の主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」が届き、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっていることが分かった。しかし、当時は右肩上がりの時期で標準報酬月額が低くなることは考えられないので、それぞれその直前の標準報酬月額である 3 万 6,000 円及び 5 万 2,000 円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同期入社した同僚 10 名のうち 4 名は、申立人同様、標準報酬月額が下がった期間が確認でき、この理由について、同僚の一人は、「考えられるのは残業時間が少なくなったことだと思う。」と供述している。

また、A 社（現在は、B 社）は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる給与明細書等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができないが、申立人のオンライン記録の標準報酬月額は申立期間①においては 2 万 6,000 円であるところ、上記の同期入社した 10 名の標準報酬月額は 2 万円から 3 万 6,000 円であり、申立期間②においては昭和 41 年 10 月から 42 年 7 月までが 4 万 2,000 円、同年 8 月から 43 年 9 月までが 4 万 8,000 円であるところ、上記の同期入社した 10 名の標準報酬月額は 3 万円から 6 万円であることから、申立人の標準報酬月額が同僚と比較して不自然に低額であるとは言えない。

さらに、A社C工場の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、標準報酬月額等の記載内容に不自然な点は無く、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年7月21日まで  
私が、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、50万円から9万8,000円に引き下げられており、この大幅な引下げは納得できないので、標準報酬月額を従前の50万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成3年5月から4年6月までは50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（4年7月21日）より後の同年9月9日付けで9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料の滞納について、「社会保険事務所（当時）に相談したところ、私の標準報酬月額を下げれば将来の年金額は低くなるが滞納は解消するとの説明を受け、書類にサインした。」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 15 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで

給与明細書によると、昭和 42 年 9 月から 43 年 11 月までについて、毎月 1,430 円が厚生年金保険料として控除されているにもかかわらず、42 年 8 月から 43 年 2 月までの標準報酬月額は 6 万円、申立期間①の標準報酬月額は 5 万 2,000 円とされている。当該期間についても標準報酬月額は 6 万円ではないかと考えるので、調査し、記録を訂正してほしい。

また、給与明細書によると、昭和 43 年 12 月から 44 年 4 月までは毎月 1,650 円、同年 5 月から同年 11 月までは 1,908 円が厚生年金保険料として控除されているにもかかわらず、申立期間②の標準報酬月額が 6 万円とされているのは不自然であるので、調査し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する給与明細書から、当該期間について、申立人の主張どおりの厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、給与明細書における保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額と一致している上、A社が保管するB社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は申立人について、申立期間①に係る標準報酬月額を給与明細書における保険料控除額に見合う 5 万 2,000 円として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

申立期間②については、給与明細書から、当該期間のうち昭和 43 年 12 月から 44 年 3 月までの保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることが確認できる。

また、給与明細書から、当該期間のうち昭和 44 年 4 月から同年 10 月までの保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料控除額より高額であることが確認できるものの、40 年 5 月から 44 年 10 月までの厚生年金保険に係る標準報酬月額の上限は 6 万円であることから、6 万円を超える標準報酬月額に訂正することはできない。

なお、D 基金が保管する E 基金（昭和 44 年 4 月設立）に係る E 基金加入員資格取得届及び加入員給与月額変更届から、申立人の同年 4 月から同年 10 月までの厚生年金保険に係る標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 7 日から 43 年 3 月 23 日まで  
② 昭和 43 年 3 月 26 日から同年 6 月 16 日まで  
③ 昭和 44 年 6 月 6 日から同年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 44 年 7 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで  
⑤ 昭和 46 年 10 月 19 日から 48 年 12 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については、脱退手当金を支給していると言われた。

しかしながら、私は脱退手当金の請求を行ったことも、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理された5回の被保険者期間を合算して支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、A社の同僚に文書照会したところ、複数の者は、事業所が手続をしてくれたと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づいて事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 2 月 21 日まで  
② 昭和 36 年 2 月 21 日から 41 年 2 月 9 日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、A社及びB社に勤務していた期間については脱退手当金が支給されていることになっている。

申立期間当時は、脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年7月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 13 日から 37 年 11 月 26 日まで  
日本年金機構から届いた脱退手当金についての確認はがきによって、  
A社に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金として支給済みになっていることを初めて知った。

申立期間当時は脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶は無いので、  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 38 年 9 月 13 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月頃から 37 年 5 月頃まで  
② 昭和 37 年 6 月頃から 38 年 5 月頃まで

私は、昭和 36 年 5 月頃から 37 年 5 月頃まで学生アルバイトとして A 県 B 局において勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、同年 6 月頃から 38 年 5 月頃までについても学生アルバイトとして C 社で勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険の記録が無い。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 県 B 局で D 業務を行っていたと述べているところ、同県 B 局は、当該期間に当該業務を行っていたと回答しており、時期については特定できないものの、申立人が同県 B 局で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 県は、「申立人が B 局に勤務する学生アルバイトであれば、職員及び準職員ではなく臨時職員になるため、共済年金に加入することはできないが厚生年金保険には条件付きで加入することもある。」と述べているが、同県は、臨時職員が厚生年金保険に加入できるようになったのは、昭和 40 年 8 月 9 日からである旨を回答している。

また、A 県に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人の供述及び C 社の同僚の一人が申立人を記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録のある同僚の一人は、「私は、正社員になる前は同社でアルバイトをしていたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録は無い。アルバイトの人は複数いたが、その人たちは厚生年金保険には加入していなかったし、厚生年金保険料も給与から控除されていなかった。」と述べている。

また、上記被保険者名簿には当該期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 8 日から 42 年 12 月 30 日まで  
日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきを送られて来たことから、年金事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が脱退手当金として支給されていることを初めて知った。結婚のために会社を退職したが、年金記録によると、退職後2年半以上も経過した頃に脱退手当金を支給したこととなっている。私は、脱退手当金を受給した記憶が無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前10ページ及び後18ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年12月30日の前後4年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者38名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め20名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立人と同時期に退職し支給記録が存する女性は、「会社が請求手続を行ってくれた。」と供述しているほか、同社で資格喪失してから約3年8か月後に脱退手当金を受給した女性も、「全て会社を通じて請求した。」との供述をしており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給決定日（昭和45年6月4日）の直前において、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金、45.5.8」と記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつか見られる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 14 年間にわたりほかの年金制度に加入しておらず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年10月23日から23年6月10日まで  
厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務した期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年7月14日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6393

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 37 年 11 月 22 日まで  
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間については脱退手当金が支給されていたことになっているが、私は、昭和 37 年頃、脱退手当金という給付制度を知らなかったため、脱退手当金の請求手続を行うはずはなく、受給した記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和 38 年 2 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人とほぼ同時期にA社を退職した複数の同僚は、脱退手当金の受給を認めており、「会社が脱退手当金の請求手続を行った。」、「退職時に会社の担当者から、再就職する予定はあるかどうか聞かれた。」等、事業所による脱退手当金の代理請求が行われた旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月21日から32年12月26日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、私が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者期間について、昭和33年6月17日に脱退手当金が支給されていたことになっている。私は同社を退職した後、すぐに引っ越し、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に脱退手当金が支給決定された日は、引っ越していたと主張しているが、申立人の主張について確認できる資料は無い。

また、脱退手当金は、居住地を変更しても隔地払い制度により受給することが可能であったことから、申立人が支給決定当時、居住地を変更していたとしても、受給していなかったとまでは言えない。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年12月26日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者は11名確認できるが、そのうち10名に脱退手当金の支給記録があり、9名が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和33年6月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 11 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、私が勤務していたA事業所の厚生年金保険被保険者期間について、昭和 31 年 12 月 3 日に脱退手当金が支給されたことになっている。  
脱退手当金を受け取った記憶が無いので、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 31 年 11 月 1 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者は 9 名確認できるが、そのうち 5 名に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されており、支給記録のある同僚は、脱退手当金の受給について、会社で手続一切を行ったと証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示及び算定記録等が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 31 年 12 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6396

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 26 日から 43 年 9 月 10 日まで  
私の厚生年金保険被保険者記録のうち、A社及びB社の記録が脱退手当金を支給済みとなっているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されている。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、B社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和43年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間前の4年6か月の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6397

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 10 日から 42 年 4 月 1 日まで  
私の厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間について脱退手当金を支給済みとの回答であった。しかし、脱退手当金の手続を行った覚えは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、申立期間を支給期間とした月数に誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 42 年 8 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 16 日から 38 年 7 月 11 日まで  
年金受給手続のため、平成 15 年に社会保険事務所（当時）へ行ったところ、A社で勤務した期間が脱退手当金を支給済みとして記録されていることを初めて知った。脱退手当金は、B社退社後に受給した記憶はあるが、A社での被保険者期間の分も含まれていたという記憶は無い。同社における厚生年金保険被保険者記録について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社C工場を退職後に脱退手当金を受給したが、申立期間に係る脱退手当金は受給していないと主張している。

しかしながら、国（厚生労働省）の記録上、昭和 45 年 5 月 15 日に支給決定された脱退手当金は、A社に係る申立期間とB社C工場に係る被保険者期間とを合算して脱退手当金が支給されたことになっている上、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金を受給したことを認めているB社C工場とA社は同一番号で管理されており、当該番号はA社において資格を取得した時に払い出されていることが確認できる。

また、申立人に係る脱退手当金は、A社に係る申立期間を含めた期間を計算の基礎としており、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6399

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 6 日まで  
平成 17 年に年金受給手続のために社会保険事務所（当時）へ行ったところ、A社で勤務した期間が脱退手当金を支給済みとして記録されていることを初めて知った。

脱退手当金が支給されたとする事業所は結婚を契機に退職し、支給日には既にB県からC県に引っ越しており、物理的にも脱退手当金を受け取ることは非常に困難である。私は、脱退手当金を受け取った記憶は全く無いことから、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社に勤務していた同僚が、「当時はみんなが脱退手当金をもらっていた。私ももらおうと思ひ会社の担当者に言ったが、期間が足りないということで脱退手当金をもらえなかったことを覚えている。」と供述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性があると考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 39 年 5 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間の後、国民年金加入まで 22 年間にわたり公的年金の加入歴が無いことから申立人の年金に対する意識が高かったとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月13日から32年4月1日まで  
日本年金機構から届いた脱退手当金についての確認はがきにより、申立期間の厚生年金保険については脱退手当金として支給済みになっていることを知った。

昭和32年当時の私は、脱退手当金という給付制度があることを知らなかったので受給手続きを行っておらず、脱退手当金を受け取った記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の記載があるページとその前後7ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年4月1日の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている16名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、9名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち6名が約10か月以内に支給決定されており、申立人と同時期に退職した複数の女性が、「会社が脱退手当金の説明をしていた。結婚を理由に退職する女性は、厚生年金保険から脱退手当金をもらっていた。」と証言し、脱退手当金を受給した女性も、「会社を通じて請求し、金融機関で受給した。」と証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録が記載されているとともに、申立

期間の脱退手当金は、計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和32年7月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 6401

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月1日から28年4月16日まで

私は、平成4年に、社会保険事務所（当時）で年金の裁定請求をした際、A社に勤務していた期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知った。当時は、対処の方法が分からず、特に対応をしなかったが、今般、日本年金機構から確認のはがきが届いたので、申立てをすることとした。同社は結婚のために退職したが、その際、会社から脱退手当金に関する説明は無く、受給した記憶もない。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給を意味する「給付種類 脱退手、支給金額 12,499、支給年月日 29.12.27」の記載があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6402

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 18 日から 39 年 8 月 1 日まで  
平成 10 年頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、A 社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給した記録になっていることを知った。今般、日本年金機構から脱退手当金についての確認のはがきが届いたので、申立てをすることに決めた。結婚のために同社を退職したが、私は、脱退手当金を受給した記憶がない。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 8 月 1 日の前後 4 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 13 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 7 名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立人と同時期に退職し支給記録が存する女性及び同社で資格喪失してから約 3 年 1 か月後に脱退手当金を受給した女性は、「会社から説明を受け、請求手続は自身で行った。」と供述しており、申立人についても同社での資格喪失日から約 2 年後に脱退手当金が支給決定されていることに不自然さはない。

また、A 社から提出された退職金計算書兼決裁書によると、申立人に対し、退職金 2 万 520 円が支給されていることが確認できるところ、申立人は、同社退職時に退職金は支給されていないと主張しており、申立期間当時の記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日

から約 11 年間にわたりほかの年金制度に加入しておらず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6403

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から41年9月16日まで  
私の年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者期間が少なく、A社（現在は、B社）に勤務した期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知り、年金事務所に調査を依頼したところ、C社の厚生年金保険の被保険者記録が見付かり、平成22年の夏頃に記録を訂正してもらったが、A社の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を支給済みとの回答だった。私は、脱退手当金の手続きは行っていないし、受取った記憶も無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後2ページで、脱退手当金の受給要件を満たす女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している者は7名おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め4名確認でき、同僚は、出産のために退職する際に担当者から脱退手当金の説明があったとしており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年12月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 12 日から 37 年 5 月 1 日まで  
私は、平成 4 年頃、社会保険事務所（当時）に年金受給の準備のために行った際、A社に勤務した厚生年金保険の被保険者期間は脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は受給した記憶は無かったが、社会保険庁（当時）を信じて諦めた。今回、その期間について、脱退手当金の確認はがきが届いたので申立てを行った。申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の原票の前後 60 名にある受給要件を満たしている女性のうち、申立人の資格喪失日前後 2 年以内に資格を喪失した者は 17 名おり、うち 12 名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金の支給記録がある同僚の 1 名は、「脱退手当金について会社から口頭説明を受けた。会社が一括手続をした。」と述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

また、申立人の脱退手当金は、支給月数に誤りは無い上、支給金額も法定支給額に一致しており、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 37 年 6 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から32年3月1日まで  
私は、昭和28年1月1日から32年2月28日まで、A事務所のB事業所において語学を生かしたC業務をしていた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間は上司及び同僚2名と常に行動を共にしていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年1月1日から32年2月28日までA事務所のB事業所において上司及び同僚2名と共に継続して勤務したと主張している。

しかし、共に行動したとする上司は既に死亡し、同僚2名は、氏名検索を行ったが該当する者が見当たらず、所在不明であることから証言が得られない上、上司の親族から申立人が上司と共に勤務していた旨の証言はあるものの勤務していた期間について証言は得られなかった。

また、A事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和28年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月1日に同資格を喪失していることが確認できるが、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても同様に記録され、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の記憶している同僚は、上記の被保険者名簿において申立期間に氏名は見当たらない上、上司が申立期間に被保険者となっているA事務所以外のほかの関連事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人及び同僚の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は、給与明細書などの厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる資料等を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 4 日から 37 年 1 月 4 日まで  
昭和 36 年 2 月 4 日から 37 年 1 月 3 日までの期間、A社にB職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における仕事の内容を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、同社の所在地を管轄する法務局に照会したものの、同社の商業登記の記録は確認できない。

また、オンライン記録から、A社と類似する名称の事業所が2社確認できたが、それぞれの所在地は、申立人の記憶している所在地と異なっている上、いずれも申立期間において適用事業所となっておらず、申立人が供述している業種の事業を行っていないと回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっておらず、所在不明であり、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言が得られない。

加えて、申立人は、A社の事業主及び上司の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務実態及び保険料控除について照会をすることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6407

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年4月1日まで  
私は、昭和32年4月から3年ほど、A社にB職として住み込みで勤務していたが、28歳頃結婚を契機に請負に変わった。その後1年半ほどたってから、同社の社長から頼まれてA社に再就職することになった。2回目に勤務した期間の被保険者記録はあるのに、最初の期間の記録が無いのはおかしいので、調査の上、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言から、申立期間において、申立人がA社にB職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、B職として勤務していたとされる3名のうち、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある者は1名しかおらず、申立人を含め2名には申立期間に係る被保険者記録は無い。

また、申立期間に被保険者記録が無い上記のB職の同僚は、「私のA社における被保険者記録は、実際に入社した昭和34年8月より3年以上も後の37年11月1日に資格を取得したことになる。それまでの保険料控除については、会社から給与明細書は発行されず、手取り分の現金をもらっていただけなので、分からない。」と供述している。

さらに、申立期間の後ではあるがA社の厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚から聴取したところ、実際の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が異なっている同僚は、「未加入期間の保険料控除については、給与明細書が無かったため分からない。」と述べている。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 16 日から 35 年 9 月 1 日まで  
日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届き、年金事務所に行って確認したところ、A社及びB社で、脱退手当金を受け取っているとされた。B社では脱退手当金を受け取ったが、脱退手当金制度については、その時に知ったので、A社では手続をするはずもなく、受け取ってもいないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給月数に誤りは無い上、支給額も法定支給額に一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金については、昭和 38 年 9 月 11 日及び 45 年 7 月 17 日の 2 回支給された記録があるが、当該脱退手当金はそれぞれ異なる厚生年金保険被保険者記号番号に基づき支給されていることが確認できることから、申立期間の脱退手当金がA社に係る被保険者記号番号に基づき支給されたことにより、B社において新たな被保険者記号番号が払い出されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 18 日から 33 年 8 月 25 日まで  
私は、昭和 32 年 7 月 18 日から 37 年 11 月 24 日まで、A 社（現在は、B 社）C 事業所に社員として勤務していた。入社の際に事業主から社会保険に加入させると言われた。厚生年金保険料が控除されていた給与明細書も見ているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している永年勤続表彰状及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の複数の同僚は、その記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は相違していると述べている。

また、A社C事業所に勤務していた複数の同僚が、同社C事業所で一緒に勤務していたとして氏名を挙げた者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は見当たらない。

さらに、申立人が記憶している同僚と同姓の者は、「A社では、入社と同時に社会保険に加入させていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から7年10月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から9年8月1日まで  
厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が11万円になっているが、当時の給与額は約110万円だった。入力の手違いだと思うので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年10月1日から7年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録では、当初、53万円と記録されていたが、同年10月23日付けで、11万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、当時の社会保険事務担当者は、「不況で、会社は保険料の滞納があった。」と述べている。

しかし、申立人は、A社の商業登記簿謄本によると、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、会社の経営は良くなく、保険料をしばらく納めることができず、分割して納めた。」と述べている上、上記の社会保険事務担当者は、「社長の給料を下げる届出を行った。代表者印は、社長の了解を得て、私が押したと思う。社会保険事務所（当時）に社長と一緒にいき、保険料を分割で支払う話をしたこともある。」と述べていることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬

月額減額処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額訂正処理に同意しながらその処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年10月1日から9年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）で11万円と記録されているところ、当該処理については上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、B厚生年金基金における当該期間の申立人の標準給与月額及びC健康保険組合における平成8年10月から9年7月までの申立人の標準報酬月額はいずれも11万円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月6日から38年10月1日まで  
ねんきん定期便と照合したところ、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、私が記憶している給与額と相違している。当時、私はA社の復職の条件として月額で5万円ほどの給与を得ていたはずである。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、自身が記憶する給与額に比べて、低額になっていることに納得できないと述べている。

しかし、A社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額については、不明である。」と回答している上、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げたA社の元社員からも、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、記録管理上の不備や遡って訂正処理が行われた形跡は見当たらず、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等

の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6412

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 19 日から同年 8 月 1 日まで  
私が勤務していた A 社の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 63 年 7 月 19 日となっているが、厚生年金保険料が同年 7 月分の給与明細書から控除されていることが確認できるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の昭和 63 年 7 月分給与明細書により、申立人は、同年 7 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、A 社が提出した社員名簿には、申立人の退職日が昭和 63 年 7 月 18 日と記載されている上、雇用保険被保険者記録における申立人の同社での離職日も同日となっており、申立人自身も退職日については、同日であることを認めている。

また、A 社が加入している B 厚生年金基金は、「申立人の A 社に係る加入員資格喪失日は、昭和 63 年 7 月 19 日と記録されている。」と回答しており、これは、オンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。